奄美市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

鹿児島県　奄美市

はじめに

近年、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

本市におきましても、少子高齢化が進み、人口問題や子育てに関する課題に直面しており、子どもを生み育てる環境づくりや多様なライフスタイルに対応する子育て世代への支援が求められております。

また、子育ての中で、児童虐待や発達障害、ひとり親家庭への支援など、すべての子どもの健やかな成長を保障するためには、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要となっております。

このような現状を踏まえ、本市では、子どもを生み育て、保育・教育と総合的に成長を支援する計画として、平成27年度から平成31年度までの「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子どもがいきいきと健やかに育つ、心豊かなまちづくり」を基本理念に、子どもの幸せと安心して子育てできるよう、人と人がつながりを持ち、お互いに協力しながら、地域全体で子育てを支えていく社会の構築を目指してまいります。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力であります。思いやりのある心豊かな子どもに成長することが、地域や時代の担い手育成につながってまいります。

今後とも、市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、安全で安心な環境づくりとともに、子どもと子育てにやさしいまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、そして、専門的な観点から貴重なご意見、ご提言を賜りました「奄美市子ども・子育て会議」の委員の皆様に対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

奄美市長　朝山　毅

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１．国の動向 1
２．計画の趣旨 4
３．計画の位置づけ 4
４．期間 5
５．計画の策定体制 6

第２章　本市の少子化及び子育て支援の現状と課題

１．少子化の動向 7
２．世帯の状況 11
３．就労の状況 13
４．母子保健に関する状況 15
５．子育て支援の現状 20
６．ニーズ調査結果 27

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念 37
２．基本的目標 38
３．基本的な視点 39
４．施策体系図 41

第４章　基本目標ごとの取組

１．質の高い教育・保育の総合的な提供 43
２．地域における子育て支援の充実 47
３．子どもの健やかな成長に向けた支援 53
４．仕事と家庭生活の両立 57
５．子どもの権利を尊重する社会 61
６．子どもと子育てにやさしい地域環境の整備 67

第５章　事業計画

１．教育・保育提供区域の設定 71
２．幼児期の学校教育・保育の量の見込み 72
３．地域子ども・子育て支援事業 85
４．その他事項 98

第６章　推進体制

１．計画の周知 101
２．関係機関等との連携・協働 101
３．計画の進行管理 101
４．成果指標 102

参考資料

１．奄美市子ども・子育て会議条例 103
２．奄美市子ども・子育て会議委員名簿 105

第１章　計画の策定にあたって

国の動向
計画の趣旨
計画の位置づけ
期間
計画の策定体制

1　国の動向

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

さらに平成 22 年１月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年８月には「子ども・子育て関連３法」が制定されたところです。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連３法「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」に基づき策定されたものであり、平成 27 年４月より施行されます。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくことになります。

子ども・子育て関連３法

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④市町村が実施主体

⑤社会全体による費用負担

⑥政府の推進体制

⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取り組み内容

１.質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

●幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

２.保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

●市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。

●新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

●身近な地域での保育機能を確保します。

●地域の多様な保育ニーズに対応します。

３.地域の子ども・子育て支援の充実

●地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

これまでの少子化対策

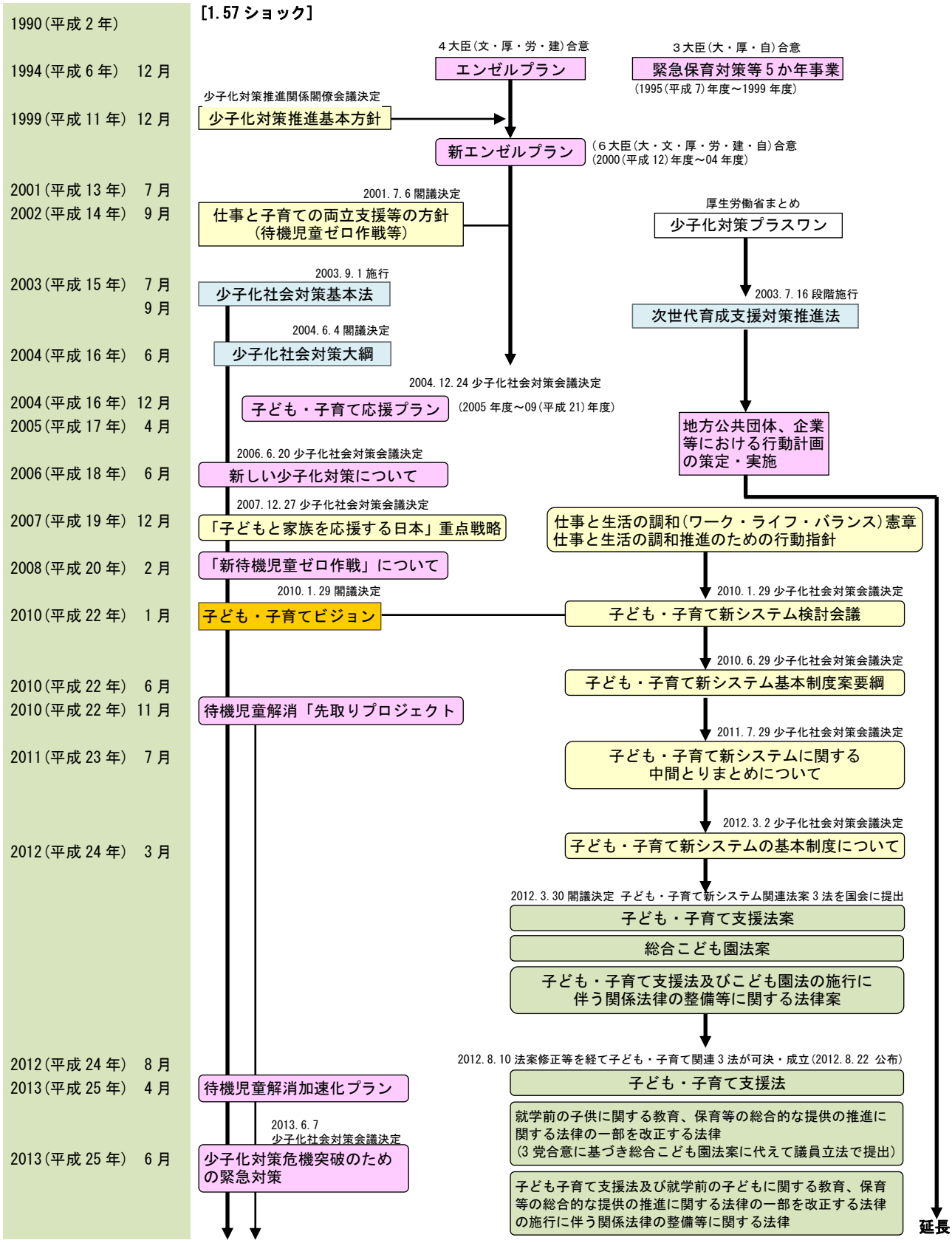

出所：内閣府資料

2　計画の趣旨

奄美市は、平成 22 年３月に「奄美市次世代育成支援地域行動計画【後期計画】」を策定し、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に計画的・総合的に取り組むための施策を展開してきました。

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成 27 年４月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することとなりました。「奄美市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために策定するものです。

3　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「奄美市総合計画」、「奄美市次世代育成支援地域行動計画〈後期計画〉」及び各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

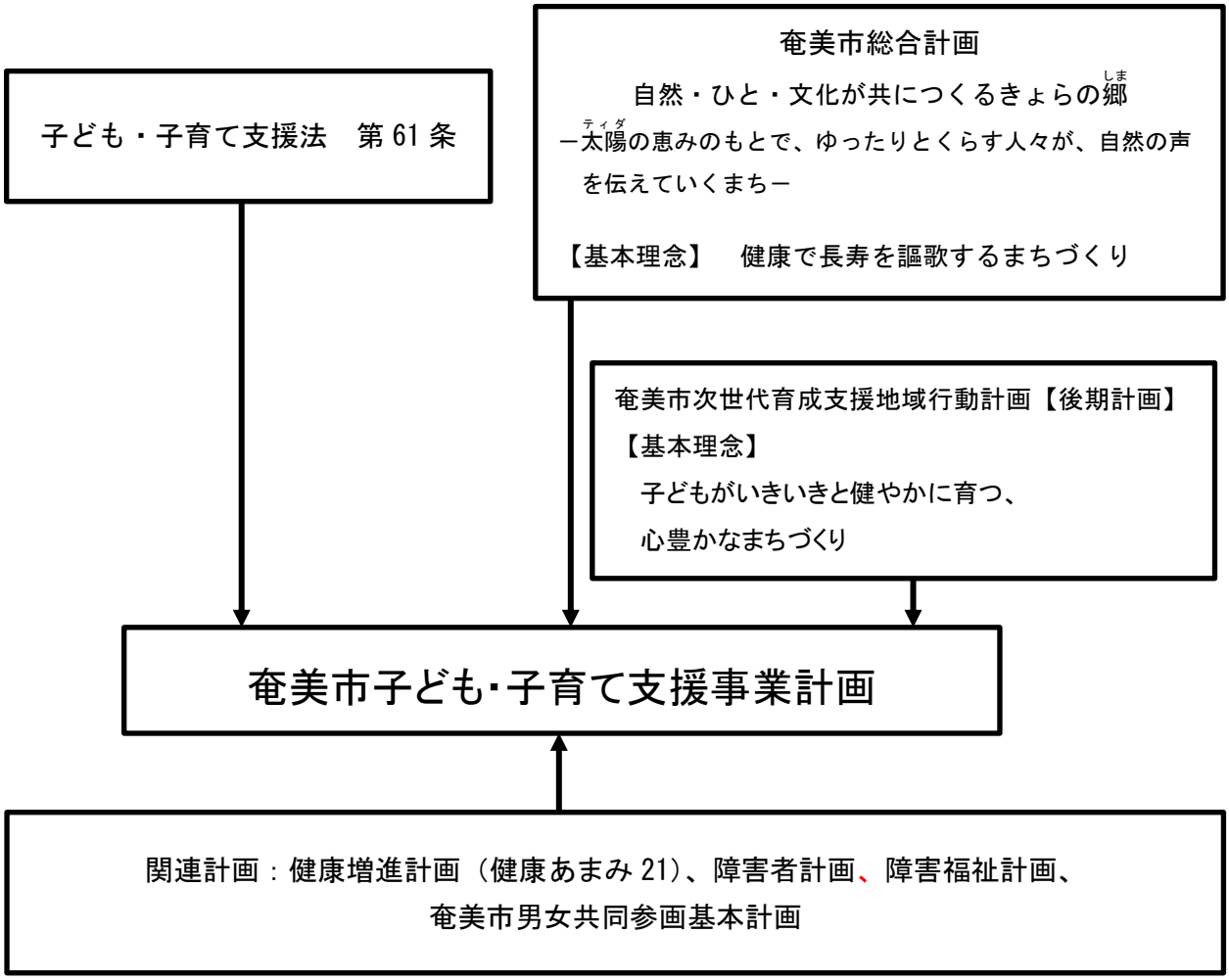

4　期間

本計画は、平成 26 年度に計画を策定し、平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間における、本市の子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業者の参画を得ながら、子ども・子育て支援の充実をめざすものです。

計画期間

区　分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画	奄美市次世代育成支援行動計画【後期計画】					奄美市子ども･子育て支援事業計画				
子ども･子育て支援法による市町村子ども･子育て支援事業計画					計画策定					

５　計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 77 条の規定に基づく「奄美市子ども・子育て会議」にて計９回の会議を開催し策定しました。

同会議では、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果等を基に、奄美市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査・審議しました。

（１）ニーズ調査の実施

本調査は、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、住民の方の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

奄美市子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要

区　分	就学前児童調査	就学児童調査
調査方法	「就学前児童調査」及び「就学児童調査」は郵送発送、保育園・幼稚園・学校等の事業所による回収を基本とし、一部郵送による回収を行いました。	
調査時期	平成２５年１１月に実施	
配布数	1,924 件	1,209 件
回収数	827 件	517 件
回収率	43.0%	42.8%

（２）奄美市子ども・子育て会議

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「奄美市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。

第２章　本市の少子化及び子育て支援の現状と課題

少子化の動向
世帯の状況
就労の状況
母子保健に関する状況
子育て支援の現状
ニーズ調査結果

1　少子化の動向

（1）人口の推移

平成 22 年国勢調査結果による本市の総人口は、46,121 人となっています。

このうち、15 歳未満の年少人口は 7,003 人で、総人口の 15.2%となっています。

また、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は 27,197 人で 59.0%、65 歳以上の老年人口は 11,913 人で 25.8%となっています。

総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、平成 7 年から平成 22 年までの 15 年間で約 6 ポイント減少しています。

一方で 65 歳以上の老年人口の割合は約 8 ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

人口の推移（年齢３区分）

（人）

区分		平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年
総人口		53,410	51,898	49,617	46,121
	１５歳未満	11,366	9,367	8,064	7,003
		21.3%	18.0%	16.3%	15.2%
	１５～６４歳	32,305	31,308	29,862	27,197
		60.5%	60.3%	60.2%	59.0%
	６５歳以上	9,739	10,895	11,684	11,913
		18.2%	21.0%	23.5%	25.8%

（注）小数点以下の処理の都合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

出所：国勢調査

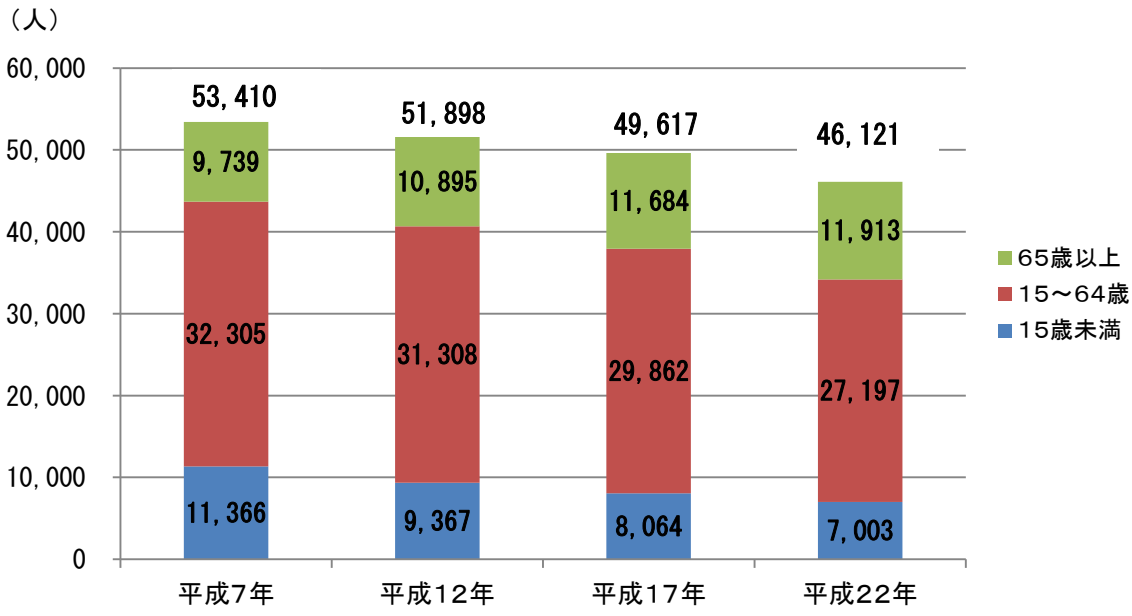

（２）出生の動向

本市の出生数は、平成 20 年の 466 人から平成 24 年 387 人と 5 年間で 79 名(17%)減少しています。

人口千人あたりの出生率は、平成 20 年の 9.8 から、平成 24 年では 8.6 と減少しており、県と比較すると低い水準が続いています。

また、１人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成 20 年に 1.96 であったものが平成 24 年では 1.89 と減少していますが、国や県と比較すると高い水準を保っています。

しかし、人口を維持するのに必要とされる 2.08 は下回っており、少子化傾向が続いています。

出生数・率の推移

（奄美市）

区分	平成 20 年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年
出生数（人）	466	398	390	403	387
出生率（人/人口千人）	9.8	8.5	8.5	8.9	8.6

（鹿児島県）

区分	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年
出生数（人）	15,445	14,920	15,124	15,244	14,841
出生率（人/人口千人）	9.0	8.8	8.9	9.0	8.8

（全国）

区分	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年
出生数（人）	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231
出生率（人/人口千人）	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

出所：鹿児島県人口動態調査

出生率の推移

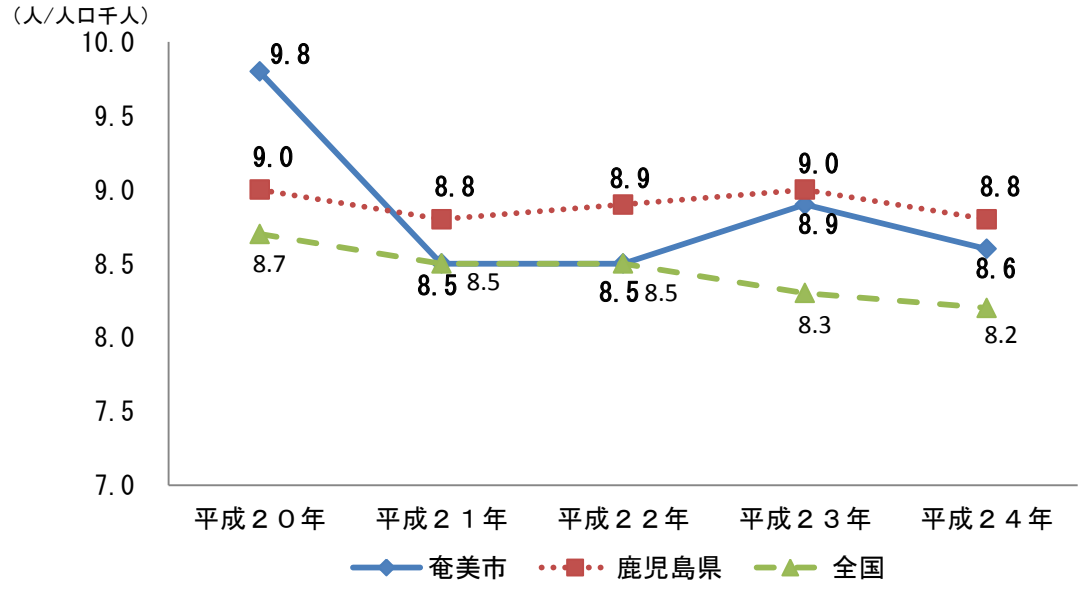

出生数・合計特殊出生率の推移

（奄美市）

区分	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年
出生数（人）	466	398	390	403	387
合計特殊出生率	1.96	1.81	1.76	1.89	1.89

（鹿児島県）

区分	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年
出生数（人）	15,445	14,920	15,124	15,244	14,841
合計特殊出生率	1.59	1.56	1.62	1.64	1.64

（全国）

区分	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年
出生数（人）	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231
合計特殊出生率	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

出所：鹿児島県人口動態調査より算出

合計特殊出生率の推移

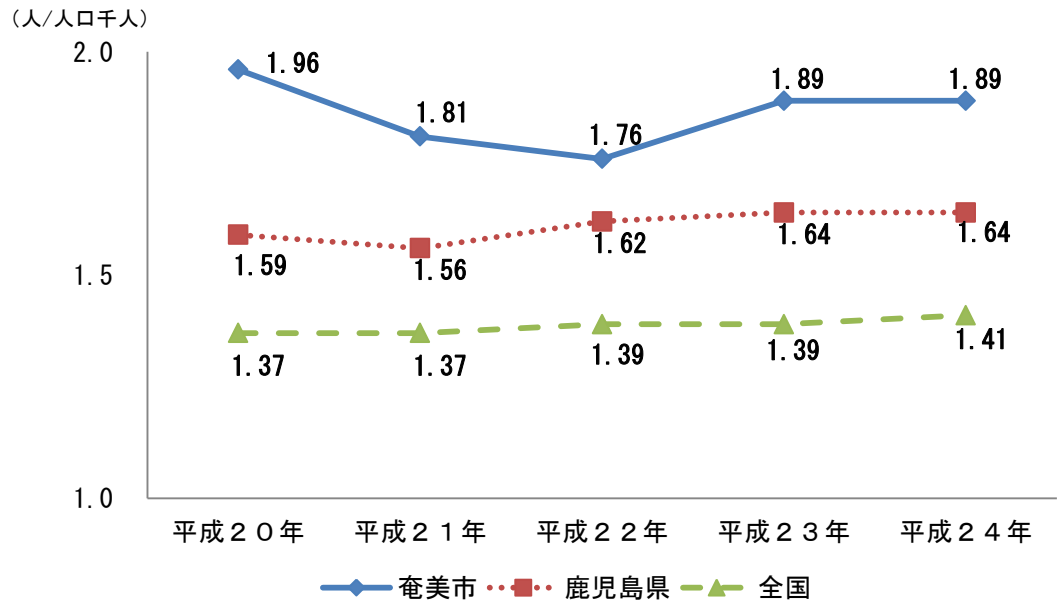

（３）婚姻、離婚の動向

婚姻率は、平成 24 年では 4.8 となっており、ここ５年間、国や県より低い水準で推移しています。婚姻率向上のために男女が結婚に前向きになるための事業にも取り組んでいます。

また、離婚率は、平成 24 年では 2.09 となっており、国や県より高い水準で推移しています。

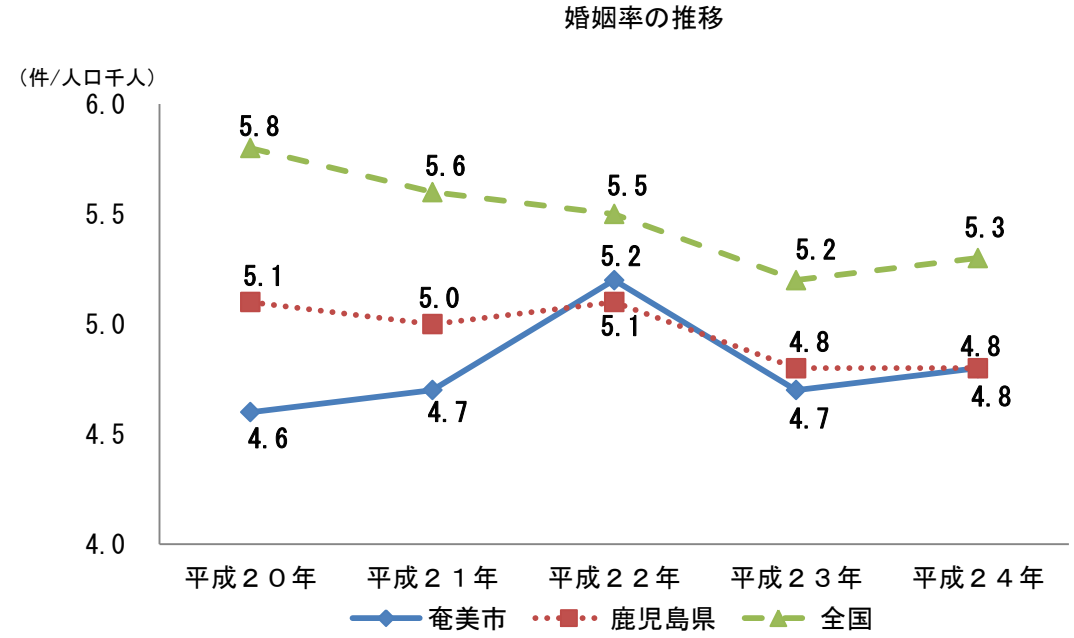

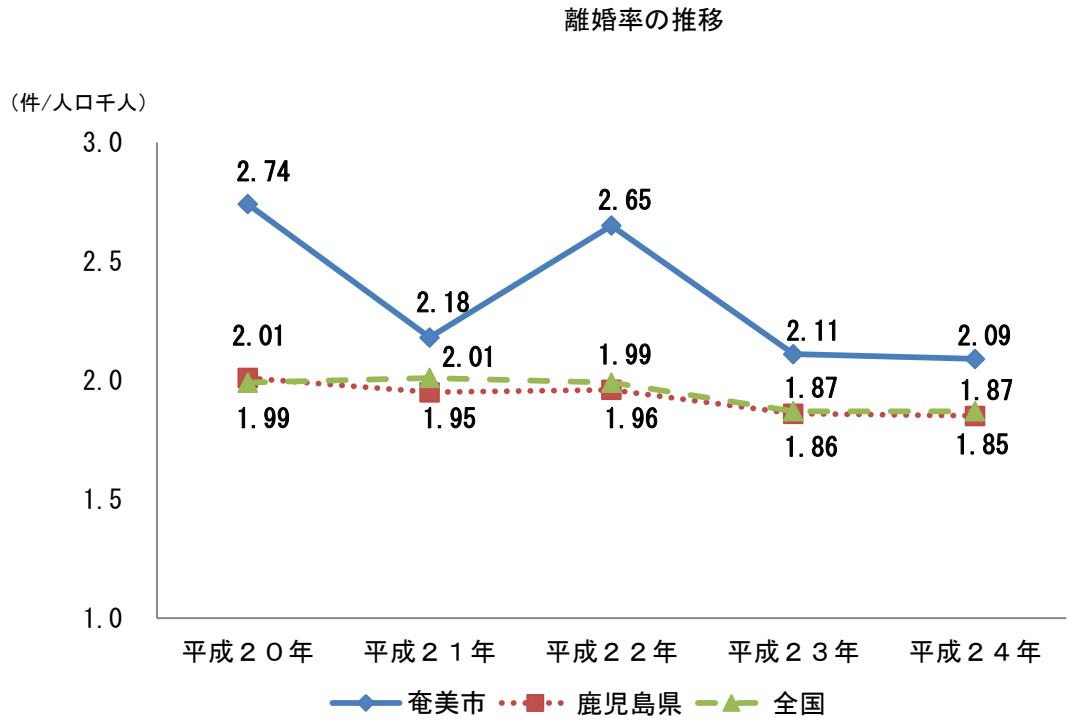

２　世帯の状況

（１）６歳未満の子どものいる一般世帯の推移

６歳未満の子どものいる一般世帯は、平成 22 年では 1,935 世帯で世帯人員は 7,931 人、世帯あたりの人員は 4.1 人となっています。

また、６歳未満の子どもの人員は 2,607 人で、世帯あたりの６歳未満人員は 1.3 人となっています。

６歳未満の子どものいる一般世帯の推移

（世帯，人）

区分	平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年
世帯人員	11,793	10,251	9,027	7,931
６歳未満子どもの人員	3,839	3,381	2,987	2,607
世帯数	2,732	2,468	2,238	1,935
世帯あたり人員	4.3	4.2	4.0	4.1
世帯あたりの６歳未満人員	1.4	1.4	1.3	1.3

出所：国勢調査

（２）18 歳未満の子どものいる一般世帯の推移

18 歳未満の子どものいる一般世帯は、平成 22 年では 4,692 世帯で世帯人員は 17,938 人、世帯あたりの人員は 3.8 人となっており、核家族化の傾向にあります。

また、18 歳未満の子どもの人員は 8,431 人で、世帯あたりの 18 歳未満人員は 1.8 人となっています。

18 歳未満の子どものいる一般世帯の推移

（世帯，人）

区分	平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年
世帯人員	28,011	24,352	20,901	17,938
18 歳未満の子どもの人員	13,804	11,655	9,762	8,431
世帯数	6,917	6,150	5,386	4,692
世帯あたり人員	4.0	4.0	3.9	3.8
世帯あたりの 18 歳未満人員	2.0	1.9	1.8	1.8

出所：国勢調査

（３）母子世帯の推移

本市における母子世帯は、平成 22 年では 646 世帯で世帯人員は 1,763 人、世帯あたりの人員は 2.7 人となっています。

また、18 歳未満のいる母子世帯数は 607 世帯で、18 歳未満のいる世帯数に対する母子世帯の割合は 12.9%であり、年々増加傾向にあります。

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
母子世帯	639	688	671	646
母子世帯人員	1,862	1,938	1,873	1,763
世帯あたり人員	2.9	2.8	2.8	2.7
18 歳未満のいる母子世帯数	609	621	633	607
18 歳未満のいる世帯数	6,917	6,150	5,386	4,692
18 歳未満のいる母子世帯の割合	8.8%	10.1%	11.8%	12.9%

（４）父子世帯の推移

本市における父子世帯は、平成 22 年では 66 世帯で世帯人員は 163 人、世帯あたりの人員は 2.5 人となっています。

また、18 歳未満のいる父子世帯数は 61 世帯で、18 歳未満のいる世帯数に対する父子世帯の割合は 1.3%となっています。

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
父子世帯	81	96	80	66
父子世帯人員	222	254	201	163
世帯あたり人員	2.7	2.6	2.5	2.5
18 歳未満のいる父子世帯数	73	83	70	61
18 歳未満のいる世帯数	6,917	6,150	5,386	4,692
18 歳未満のいる父子世帯の割合	1.1%	1.3%	1.3%	1.3%

3　就労の状況

（1）就業の状況

平成 22 年国勢調査における本市の全就業者数は 19,855 人で、就業率は 50.8%となっており、男女別就業率は、男性 59.9%、女性 43.1%となっています。

また、就業率の推移をみると、男性は減少傾向、女性は増加傾向にあります。

男女別就業率

区分	平成７年			平成１２年			平成１７年			平成２２年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
１５歳以上人口	42,044	19,201	22,843	42,203	19,302	22,901	41,546	18,896	22,650	39,110	17,861	21,249
就業者数	23,146	13,596	9,550	22,069	12,529	9,540	21,679	11,956	9,723	19,855	10,696	9,159
就業率	55.1%	70.8%	41.8%	52.3%	64.9%	41.7%	52.2%	63.3%	42.9%	50.8%	59.9%	43.1%

出所：国勢調査

（2）産業・雇用の状況

産業別の就業者割合をみると、第１次産業、第２次産業の減少から第３次産業の増加へと、職種の変動がみられます。

産業別就業者数

区分	平成７年		平成１２年		平成１７年		平成２２年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15 歳以上人口	42,044		42,203		41,546		39,110	
就業者数	23,146	55.1%	22,069	52.3%	21,679	52.2%	19,855	50.8%
第１次産業	1,491	6.4%	1,062	4.8%	1,056	4.9%	827	4.2%
農業	1,203	5.2%	859	3.9%	883	4.1%	645	3.5%
その他	288	1.2%	203	0.9%	173	0.8%	182	0.7%
第２次産業	5,968	25.8%	4,904	22.2%	3,968	18.3%	2,866	14.4%
製造業	2,593	11.2%	1,762	8.0%	1,541	7.1%	963	4.9%
その他	3,375	14.6%	3,142	14.2%	2,427	11.2%	1,903	9.5%
第３次産業	15,675	67.7%	16,086	72.9%	16,643	76.8%	16,062	80.9%
卸・小売業	5,367	23.2%	5,202	23.6%	4,069	18.8%	3,609	18.2%
その他	10,308	44.5%	10,884	49.3%	12,574	58.0%	12,453	62.7%
分類不能	12	0.1%	17	0.1%	12	0.1%	100	0.5%

出所：国勢調査

（３）女性の年齢別就業の状況（奄美市）

奄美市の女性年齢別就業の状況をみると、女性の就業者数は9,159人で就業率は43.1%となっています。年齢別の就業率をみると、「25～29歳」までは増加傾向にあり、「30～34歳」に、やや減少するものの就業率は66.1%あり、子育て世代の女性の多くが就業していることがわかります。（いわゆるM字カーブが浅くなっています）

女性の年齢別就業の状況（奄美市）

区分	平成22年		
	労働力人口	就業者数	就業率
15～19	1,132	80	7.1%
20～24	622	393	63.2%
25～29	1,084	772	71.2%
30～34	1,344	889	66.1%
35～39	1,497	999	66.7%
40～44	1,389	971	69.9%
45～49	1,502	1,108	73.8%
50～54	1,739	1,261	72.5%
55～59	1,938	1,207	62.3%
60～64	1,709	760	44.5%
65～69	1,441	347	24.1%
70～74	1,381	190	13.8%
75～79	1,469	104	7.1%
80～84	1,288	51	4.0%
85歳以上	1,714	27	1.6%
合計	21,249	9,159	43.1%

女性の年齢別就業率（平成22年奄美市）

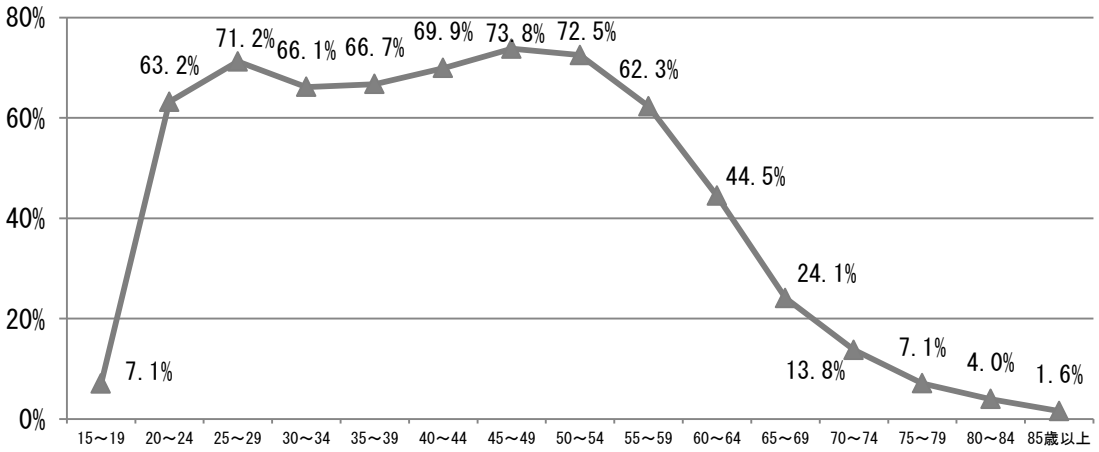

4　母子保健に関する状況

（1）妊娠届出週数

妊娠 11 週以内での届出は増加していますが、依然として 20 週以降の届出もみられます。

20 週以降の届出のなかには家庭環境や育児姿勢など、問題を抱えている妊婦も多くみられます。

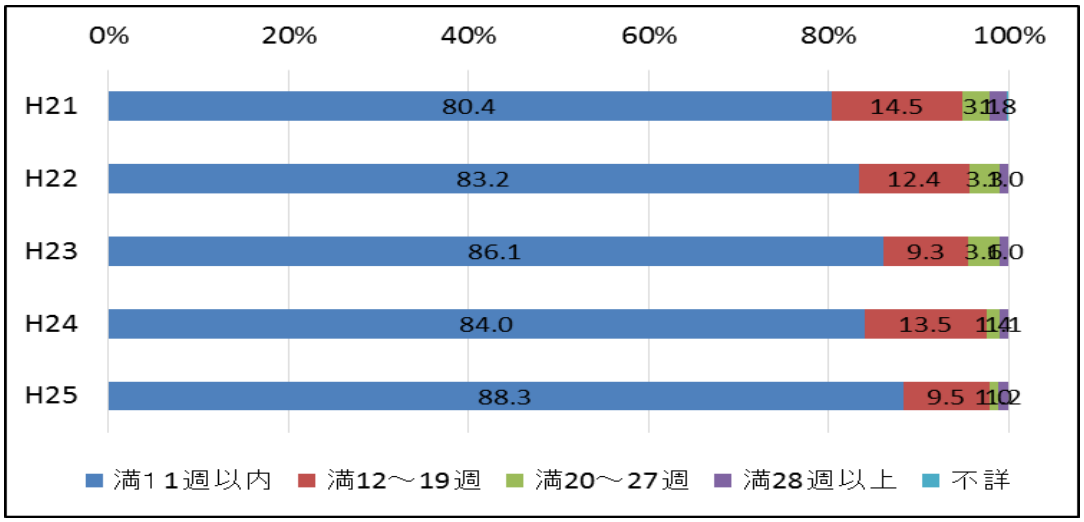

（2）妊婦健康診査受診率

本市における妊婦健康診査受診率は、平成 22 年までは増加傾向だったものの、平成 23 年には減少しています。

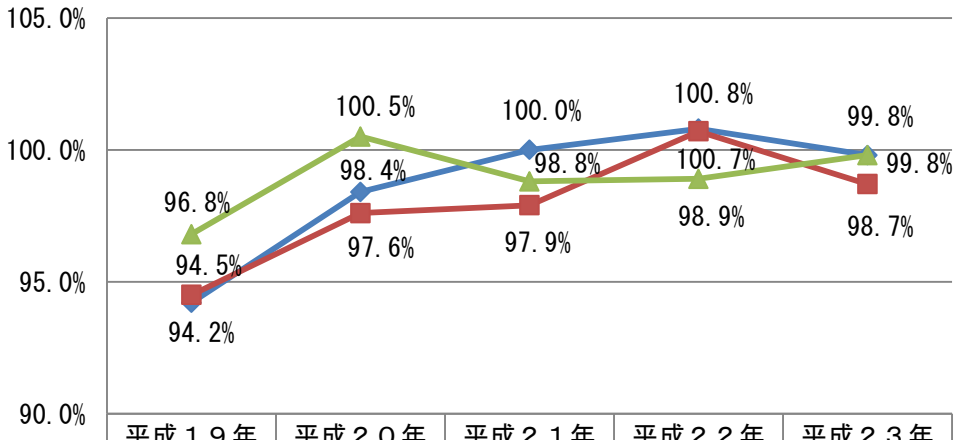

	平成１９年	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年
奄美市	94.2%	98.4%	100.0%	100.8%	99.8%
名瀬保健所管内	94.5%	97.6%	97.9%	100.7%	98.7%
鹿児島県	96.8%	100.5%	98.8%	98.9%	99.8%

(注)基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が 100%を超える場合があります。

（３）母親の年齢別出産割合

母親の出産年齢では、10 代の割合が国・県より高くなっています。

若年妊娠の背景としては、親子関係の希薄さや子どもに対する親の無関心さ等が考えられます。

子どもたちにかかわる関係者と連携をとり，子どもを生み育てるということを子どもたちがしっかり考えていく機会を設けていく必要があります。また，10 代での妊娠・出産・子育ては、身体的・精神的・社会的にも未熟であることが多く、子育ての負担が大きくなります。

そのため、若年妊娠した世帯は、母親だけでなく父親を含めた世帯全体の支援を行う必要があります。

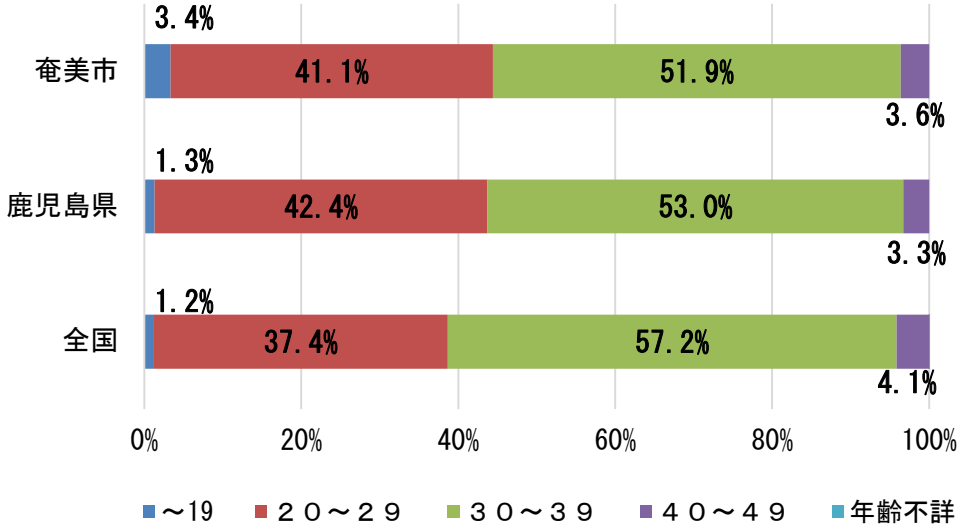

資料：人口動態統計（H24）

（４）低出生体重児の割合（2、500 グラム未満）

低出生体重児の割合は、国・県より高い状況にありますので、その対応に早急に取り組みます。

妊婦に対してだけでなく、妊娠前からの食事や喫煙・歯の健康管理などについて重点的に啓発し、健やかな妊娠・出産に臨めるよう取り組む必要があります。

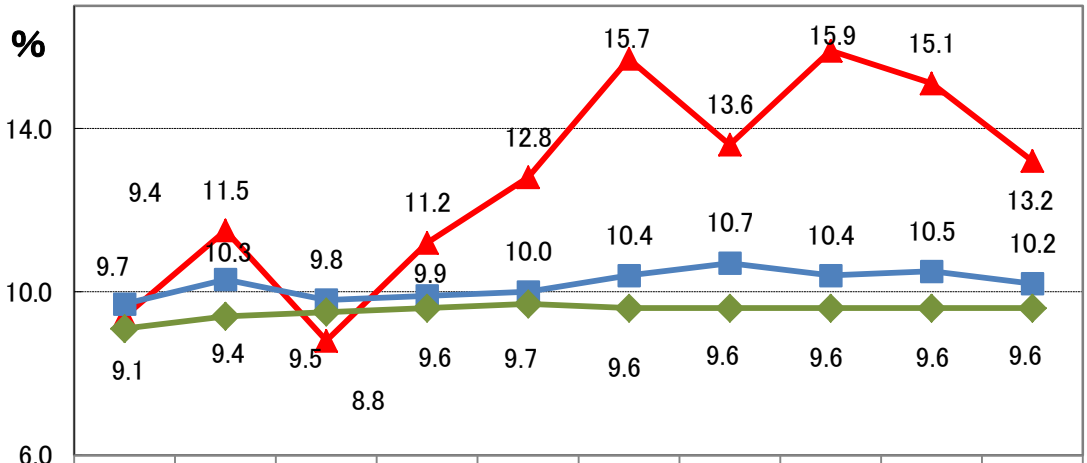

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
奄美市	9.4	11.5	8.8	11.2	12.8	15.7	13.6	15.9	15.1	13.2
鹿児島県	9.7	10.3	9.8	9.9	10.0	10.4	10.7	10.4	10.5	10.2
全国	9.1	9.4	9.5	9.6	9.7	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6

出所：鹿児島県の母子保健

（５）３歳児のむし歯有病者率

３歳児のむし歯有病者率は減少傾向にありますが、国・県と比較すると依然として高い状況です。むし歯のない子どもが増えている一方で、一人で多くのむし歯を有する子どもがみられ、両極化しています。今後、さらにむし歯を減らすには、保護者の取り組みだけでなく、祖父母や地域の方の理解・協力が不可欠であり、全体を含めて取り組む必要があります。

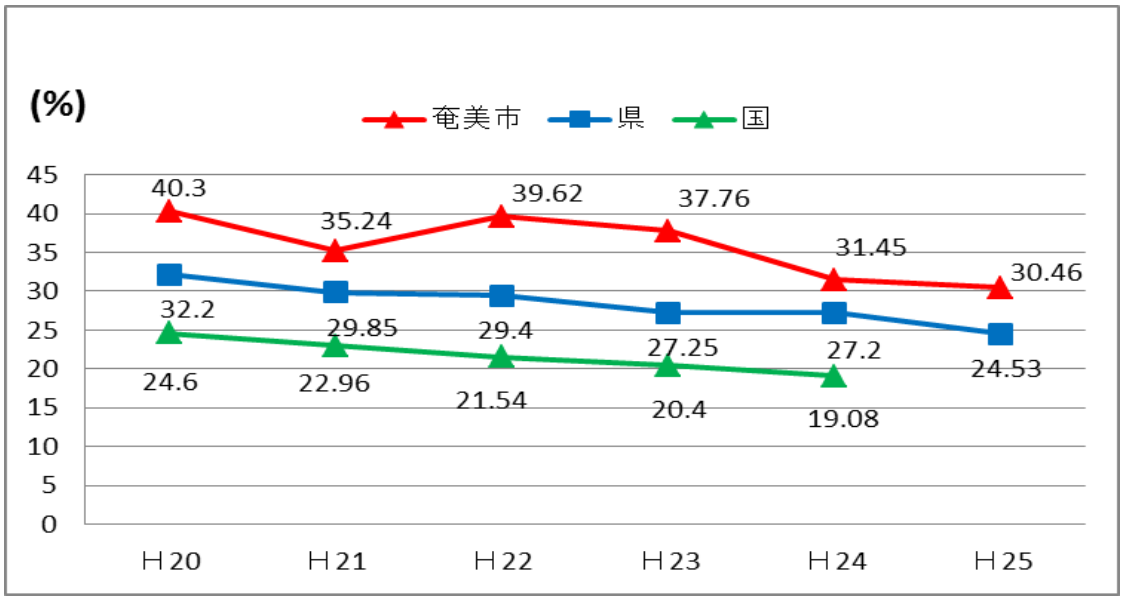

出所：鹿児島県の母子保健

（６）朝食の欠食率

３歳児の 3.2%は朝食を食べないことがあるという状況です。

朝食は １ 日の活力源です。朝食をとることで体温が上昇し、脳が目覚めて胃腸の働きも活発になり、1 日の生活リズムが整います。朝食の欠食は生活リズムとも深くかかわるため、保護者に対して朝食の大切さとともに生活リズムを整えることの大切さについても伝えていく必要があります。

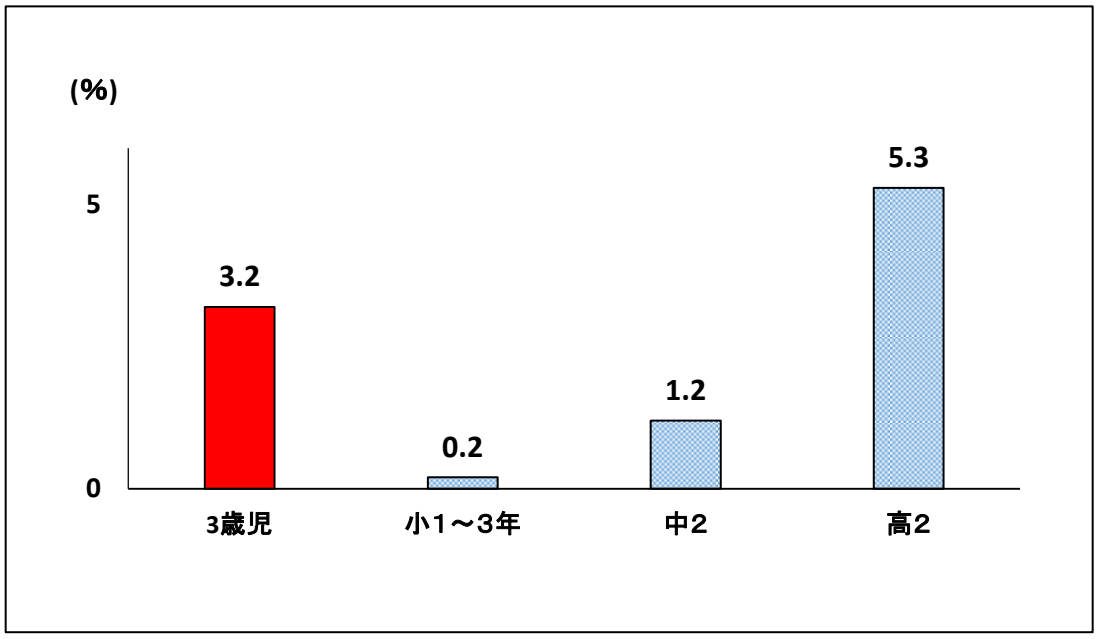

出所：健康あまみ２１アンケートより

（７）子どもの寝る時間（3 歳児）

夜９時までに眠る子どもの割合は 36.5%に止まり、夜型の生活リズムの子どもが多い状況です。

子どもの生活リズムを確立するためには保護者の意識が大切であり、睡眠の重要性とともに、妊娠中から正しい生活リズムを身につけることや、子どもの生活リズムを整えるための具体的な工夫等について伝えていく必要があります。

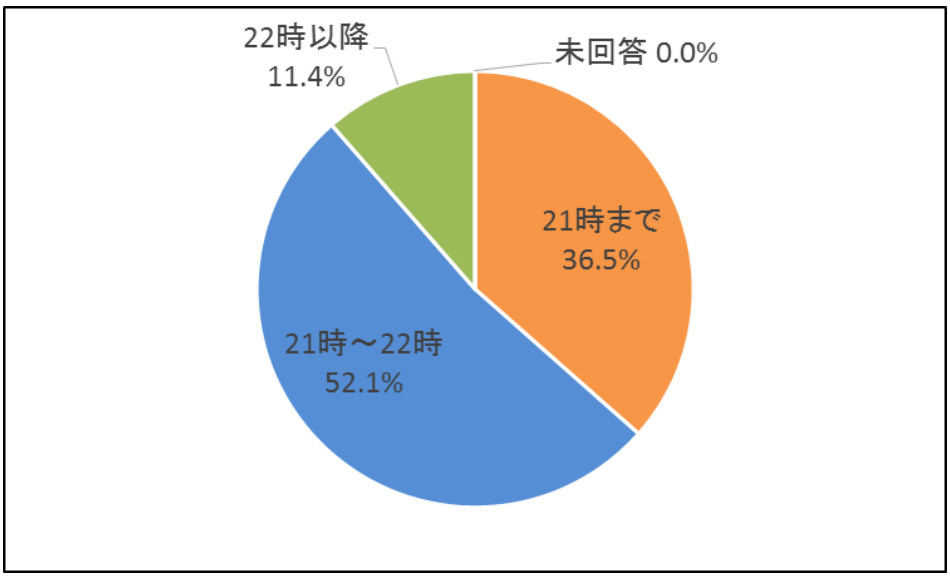

出所：３歳児健診の問診票（Ｈ２５）より

（８）子育ては楽しいと感じる保護者の割合（３歳児の保護者）

「子育ては楽しい」と答えた割合は 98.2%と高い数値を示しています。

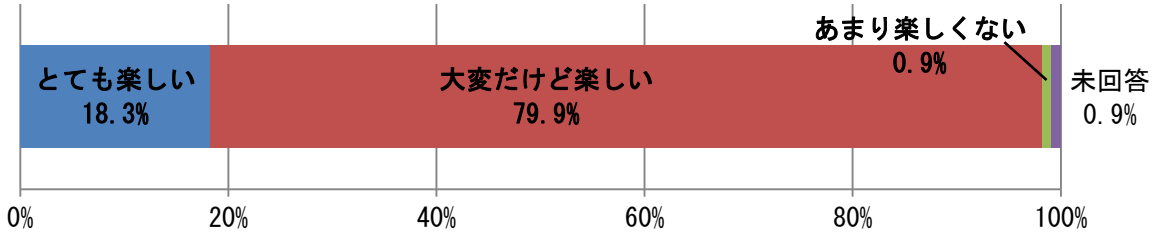

出所：３歳児健診の問診票（Ｈ２５）より

5　子育て支援の現状

（1）保育事業

①認可保育所

市内には 13 か所の認可保育所があり、定員数は 1,015 人となっています。

認可保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	赤木名保育所	75	8	朝仁保育園	100
2	赤木名保育所　佐仁分園		9	小浜保育所	150
3	節田保育所	60	10	金久保育所	120
4	宇宿保育所	60	11	春日保育園	90
5	宇宿保育所　須野分園		12	平田保育園	60
6	笠利聖母保育園	60	13	輪内保育所	150
7	小宿保育園	90	合計　1,015 名		

H27. 1 現在

②認可外保育施設

市内には 17 か所の認可外保育施設があり、定員数は 418 人となっています。

認可外保育施設一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	屋仁へき地保育所	30	8	たんぽぽ託児所	27
2	用安へき地保育所	30	9	本郷託児所	10
3	古見方へき地保育所	40	10	託児所マリン	5
4	住用へき地保育所	30	11	ひよこ広場	30
5	東城へき地保育所	30	12	みつばち託児所	15
6	市へき地保育所	30	13	名瀬聖母保育事業	12
7	家庭的保育（住用にこにこ保育ルーム）	5	14	みどり保育園	40
			15	森の家くっかる	20
			16	さくら保育園	44
			17	わかば保育園	20
			合計　418 名		

H27. 1 現在

③事業所内保育所

市内には５か所の事業所内保育所があり、定員数は 97 人となっています。

事業所内保育所

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	奄美病院（さくらんぼ保育園）	12	4	奄美和光園（あまみ保育園）	6
2	奄美中央病院（ひまわり保育園）	25	5	名瀬徳洲会病院（おひさま保育所）	29
3	県立大島病院内保育所	25	合計　97 名		

H26.3.31 現在

④病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気にかかっている子どもに対しても、身体的・精神的な発達のニーズを満たす為に、専門の職員等（保育士、看護師、栄養士等）によって保育と看護を行い、子どもの健康と幸福を守るためにあらゆる世話をする保育を行います。

一般的には、普段保育所に通っている子どもが風邪などの軽い病気にかかり（或いは回復期にあって）集団保育が不可能な場合に、その子どもを預かって世話をすることです。病児・病後児保育は子育て世帯が就労を継続する上でニーズも高く、重要な保育サービスとなっています。

平成 24 年３月から奄美中央病院(長浜町)に委託して実施しております。(定員３名)

（２）幼稚園の状況

幼稚園は、満３歳から小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境の中でその心身の発達を助長するための教育施設です。私立幼稚園では、預かり保育（保護者の希望に応じて、幼稚園の通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業中等に、子どもを預かり保育をする）を実施しています。

幼稚園では園児に対する幼児教育の他、地域における子育て支援活動等を行っています。市内には６か所の幼稚園があり、定員数は 870 人となっています。

幼稚園一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	赤木名幼稚園	80	4	朝日幼稚園	70
2	名瀬幼稚園	140	5	名瀬信愛幼稚園	315
3	小宿幼稚園	105	6	名瀬聖母幼稚園	160
合計　870 名					

H27. 1 現在

（3）放課後児童クラブ

市内には 8 か所の放課後児童クラブがあり、定員数は 325 人となっています。

放課後児童クラブ一覧

No	クラブ名	小学校区	定員	開所時間	
				月～金	土・長期休業中
1	名瀬小児童クラブ	名瀬小	40	14 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～18 時 00 分
2	奄小児童クラブ	奄美小	36	14 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～18 時 00 分
3	あおぞら児童クラブ	伊津部小	57	13 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～18 時 00 分
4	第 1 ひまわりクラブ	朝日小	38	14 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～18 時 00 分
5	第 2 ひまわりクラブ	朝日小	65	14 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～18 時 00 分
6	学童クラブたんぽぽ	小宿小	45	13 時 00 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分
7	菜の花学童クラブ	大川小	30	14 時 00 分～19 時 00 分	8 時 00 分～19 時 00 分
8	住用オレンジクラブ	東城小	14	14 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～18 時 00 分
合計　325 名					

H27. 1 現在

（４）児童虐待の現状

平成 12 年 5 月に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待は保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（子どもの生活の面倒を満足に見なかったり、子どもの育児をせず放置したりすること)、心理的虐待の４つのタイプに定義されています。こうした児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりでなく、児童が死に至るケースもあり深刻な社会問題となっています。

また、児童虐待はしつけとの区別がつきにくく、人目を避けて行われがちなため、DV（ドメスティック・バイオレンス）と同様、家庭の外部にいる人には見えにくく、悲惨な結果が生じてはじめて実態が明らかになることも多いという特徴があり、表面化することなく、子どもが著しい被害を被ってしまうことを防がなければなりません。

児童虐待防止法は、その要請にこたえて、子どもに接する機会の多い職種の人々（保健師・保育士、教職員や医師・弁護士など）に早期発見の努力を促すとともに、国民一般にも児童虐待を発見した場合に通告すべき義務を課しています（同法５条～７条）

平成 25 年度における本市の虐待相談件数は 17 件となっており、その中でネグレクトによる虐待が多く、本市の特徴となっている。

虐待の相談種別件数

虐待のタイプ	H23 年度	H24 年度	H25 年度
身体的虐待	9	2	1
性的虐待	0	0	1
心理的虐待	0	0	1
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	31	7	14
計	40	9	17

出所：福祉行政報告例

なお、本市では平成 21 年２月に守秘義務が課された「要保護児童対策地域協議会」が整備されたことにより、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑に情報が提供されており、迅速な対応が図られるようになりました。

児童虐待問題に対応するため福祉、保健、医療、教育、司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図っています。

（５）児童手当等の現状　（平成 27 年１月時点）

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。児童手当は、中学校修了前までの児童の養育者に対して所得が一定額未満の場合に支給されます。

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方に対して支給されます。

特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童を養育している人(児童福祉施設に入所している場合を除く。)に対して支給されます。

【児童手当】

■3 歳未満（一律）　　：15,000 円（月額）

■3 歳以上小学校修了前

（第１子・第２子）　：10,000 円（月額）

（第３子以降）　　：15,000 円（月額）

■中学校修了前（一律）　　：10,000 円（月額）

■特例給付（所得制限以上）一律　：　5,000 円（月額）

ただし、平成 24 年度以降の児童手当制度では、年少扶養控除の廃止による減収に対応するため、児童手当が支給されない者についても、当分の間、児童１人につき月額 5,000 円が支給されます。

【児童扶養手当】

■全部支給　：41,020 円（月額）

■一部支給　：9,680 円～41,010 円（月額）

※第２子は 5,000 円、第３子以降は 3,000 円の加算

【特別児童扶養手当】

■１級　：４９，９００円（月額）

■２級　：３３，２３０円（月額）

名称	受給者数（平成２５年度）	支給額（千円）
児童手当	３，１８１人(特例給付含) H26.2.1 現在	７５０，４２０
児童扶養手当	８４１人	４２７，２５０
特別児童手当	７６人	３９，５２３

（６）医療費助成の現状

乳幼児医療費助成は、乳幼児の健康と健やかな育成を図るため、就学前児童の保護者に対し、保険診療による医療費の自己負担金の全額を助成しています。

ひとり親家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の家族の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。

名称	受給者数（平成２５年度）	支給額（千円）
乳幼児医療費助成	延べ　４，６７９人	６２，５６１
ひとり親家庭等医療費助成	１，９９６人	２６，５５２

（７）いじめ・不登校の現状

いじめ対策推進法において，「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義し、いじめられた児童生徒の立場に立った考え方をします。

いじめ問題について、本市では平成 25 年度の報告は９件となっています。すべての事案において現在は解決済みですが、各学校においては「どの学級でもいじめは起こり得る」という危機意識をもって、児童生徒のちょっとした変化も見逃さぬよう見守り、指導を行っています。

市においては、いじめに発展しかねない「言葉遣い」や、全国的に頻発している携帯電話やパソコンを使った「ネットいじめ」等を中心に情報交換・研修を行い、いじめ問題の未然防止・早期発見に連携して取り組んでいます。また、生徒指導主任等研修会等でも携帯電話やインターネットの使用に関する問題をはじめとする「いじめ」について取り上げ、外部講師による講話も組み入れながらいじめ問題の根絶に対応しています。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況の者で年間 30 日以上の欠席」と定義します。

本市における不登校及び不登校傾向児童生徒数は、ここ数年，減少しており，60 名前後で推移しています。

現在、本市では不登校児童生徒のための適応指導教室（通室した時は出席扱いとする）を開設したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，教育相談員を配置したり、学校では支援チームを組み、個別に支援を行う体制で対応しています。

さらに、本市では、児童生徒の自尊感情・自己肯定感・自己有用感を醸成するために「あまみっ子」すこやかプログラム（各学年６時間）【グループエンカウンター】の特別活動等の年間計画への位置付けを行ったり、学校では、小・中学校の連携を密に行い、中１時の不登校未然防止に取り組んだりしています。

（８）障害児への支援

発育、発達に課題のある子どもに関する子育て支援では、障害の早期発見、早期対応により、個々に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすと言われています。そのためには、医療・保健・福祉・教育の施策が相互に連携を図る必要があります。

現在、本市では健康診査や相談等で何らかの遅れが疑われる乳幼児に対しては、精密診査の場（発育発達クリニックや小児神経専門外来、県療育センター巡回相談）の紹介、親子教室への案内を行っています。特に療育が必要な場合には児童発達支援センター「のぞみ園」を紹介し、療育を勧めています。

このように障害の早期発見、早期対応により個々に応じた支援を行っています。

また、平成 22 年度から集団保育が可能な障害児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して，保育士を加配するための人件費に補助金を交付することにより、障害児と健常児の健全な成長を促進し、障害児の福祉増進を図る障害児保育事業を実施しています。

6　ニーズ調査結果

（1）家族の状況と子どもの育ちをめぐる環境について

①配偶者の有無

配偶者の有無について、就学前児童では「配偶者がいる」が 87.8%、「配偶者はいない」が 11.0%となっています。

就学児童では「配偶者がいる」が 83.9%、「配偶者はいない」が 14.7%となっています。

配偶者の有無

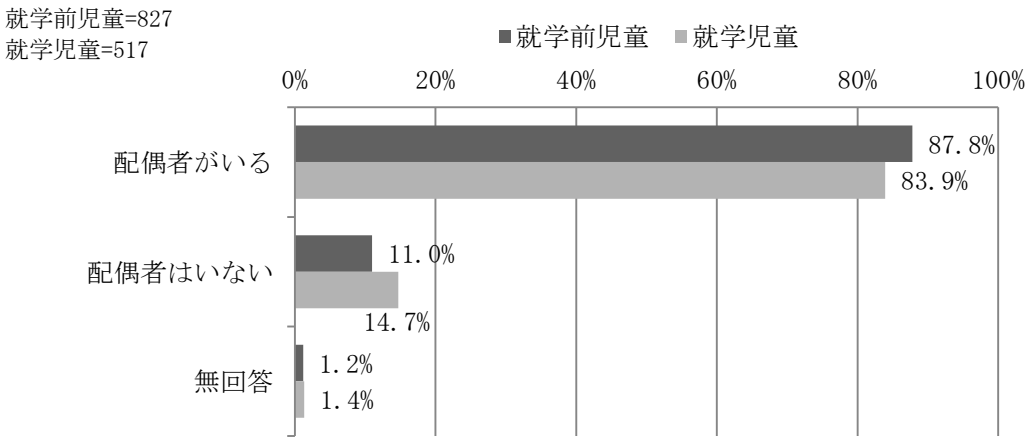

②子育てを主に行っている人

子育て（教育を含む）を主に行っている人について、就学前児童では「父母ともに」が 56.5%と最も多く、次いで「主に母親」の 39.8%となっています。

また、就学児童も就学前児童と同様に「父母ともに」が 53.6%と最も多く、次いで「主に母親」の 40.2%となっています。

子育てを主に行っている人

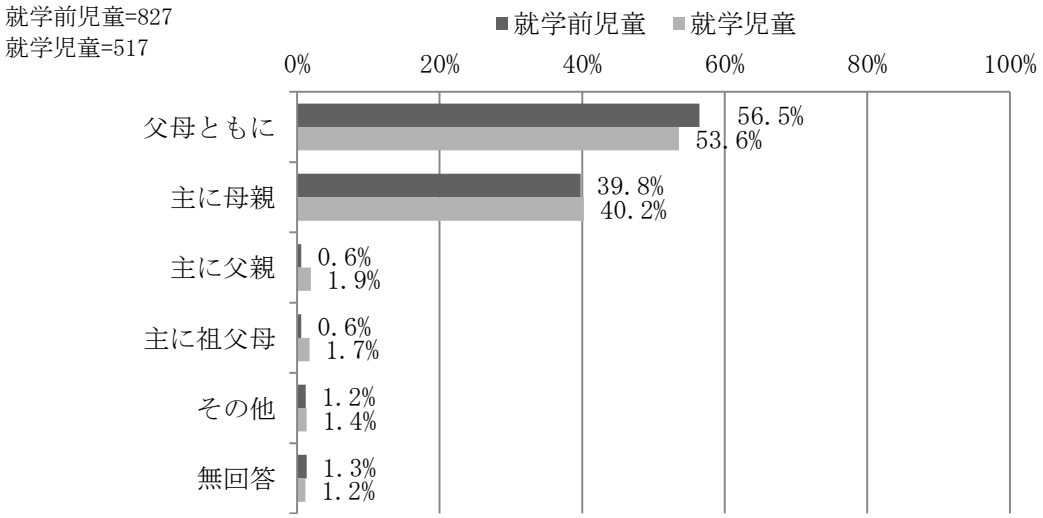

③日頃、子どもをみてくれる親族・友人の有無

日頃、子どもをみてくれる親族・友人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多いものの、「いずれもいない」と回答された方が、就学前児童が 17.7%、就学児童が 13.2%となっています。

子どもをみてくれる親族・友人の有無

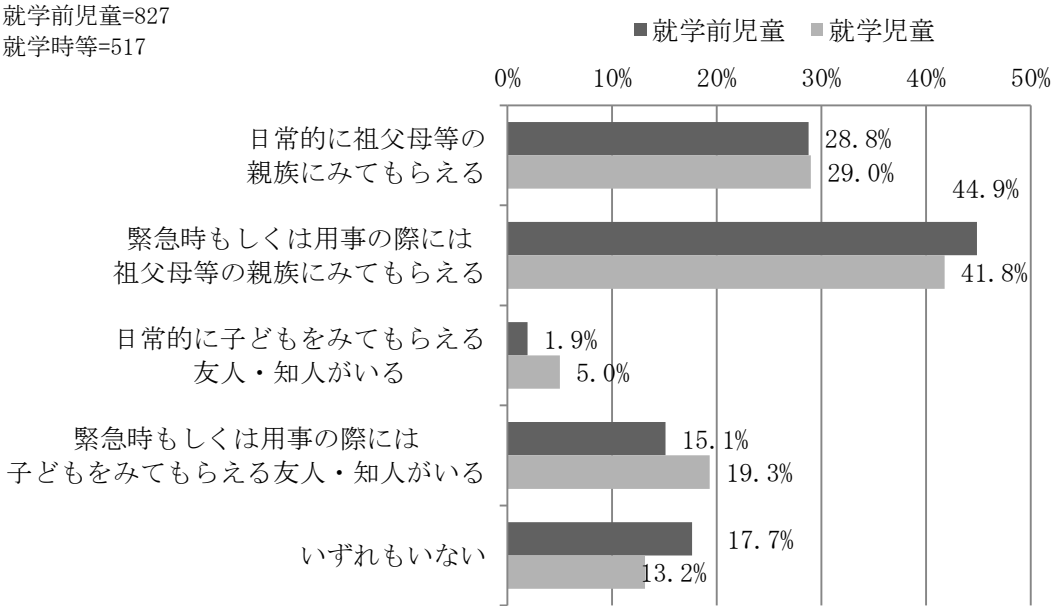

④子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所の有無

子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所の有無について、ほとんどの方が「いる/ある」と回答していますが、「いない/ない」と回答した方も就学前児童が 5.0%、就学児童では 7.4%となっています。

子育てについて気軽に相談できる人、場所の有無

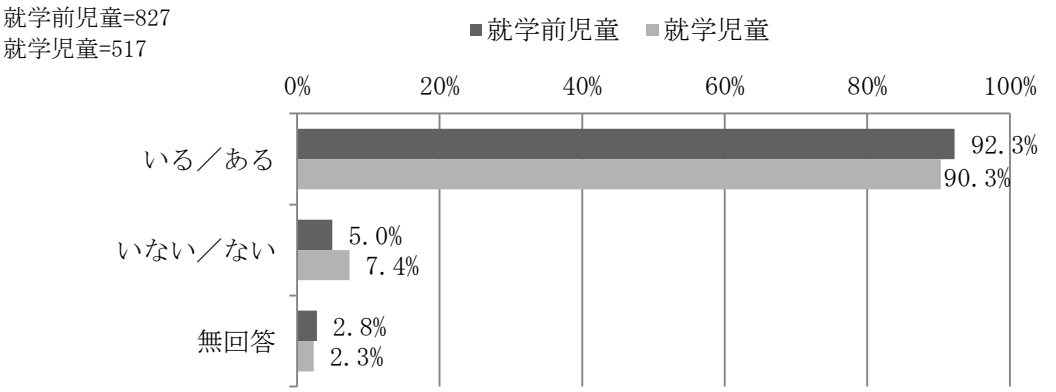

（２）保護者の就労状況（就学前児童）

①母親の就労状況

母親の就労状況について、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、次いで「フルタイム（1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。

就労されていると回答された方の、週当たりの就労日数は 5 日、1 日当たりの就労時間は 8 時間以上が最も多くなっています。

母親の就労状況

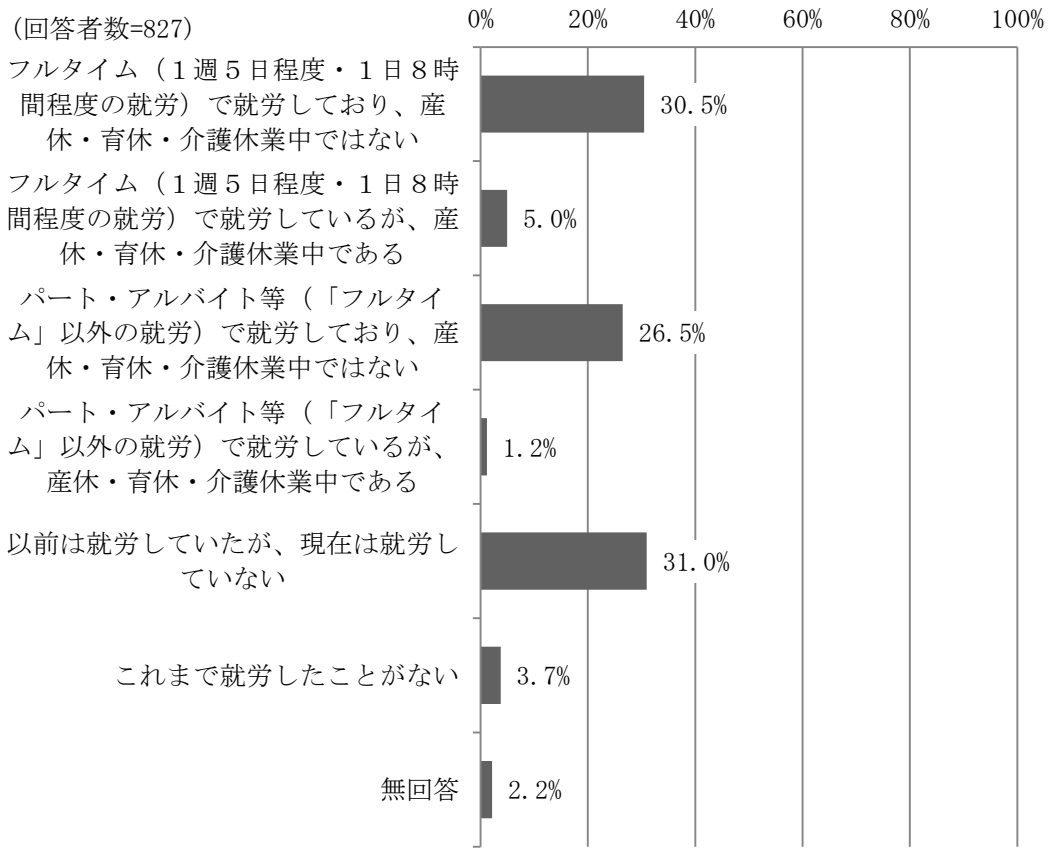

１週当たりの就労日数

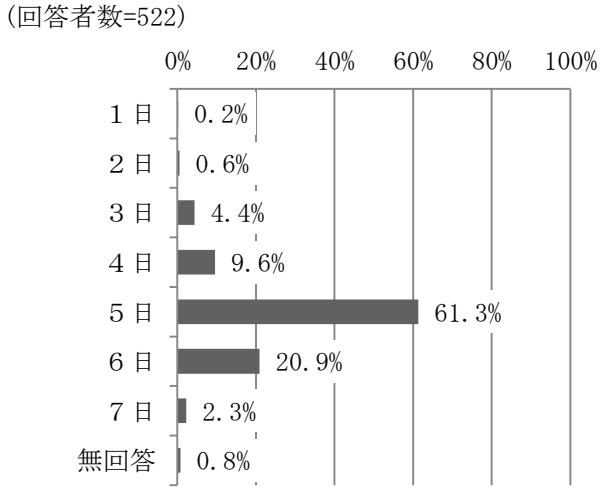

１日当たりの就労時間

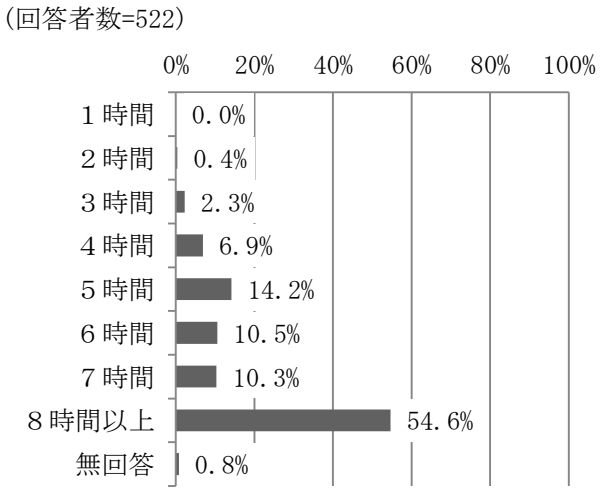

②父親の就労状況

父親の就労状況について、「フルタイム（1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。

就労されていると回答された方の、週当たりの就労日数は 5 日又は 6 日、1 日当たりの就労時間は 8 時間以上が最も多くなっています。

父親の就労状況

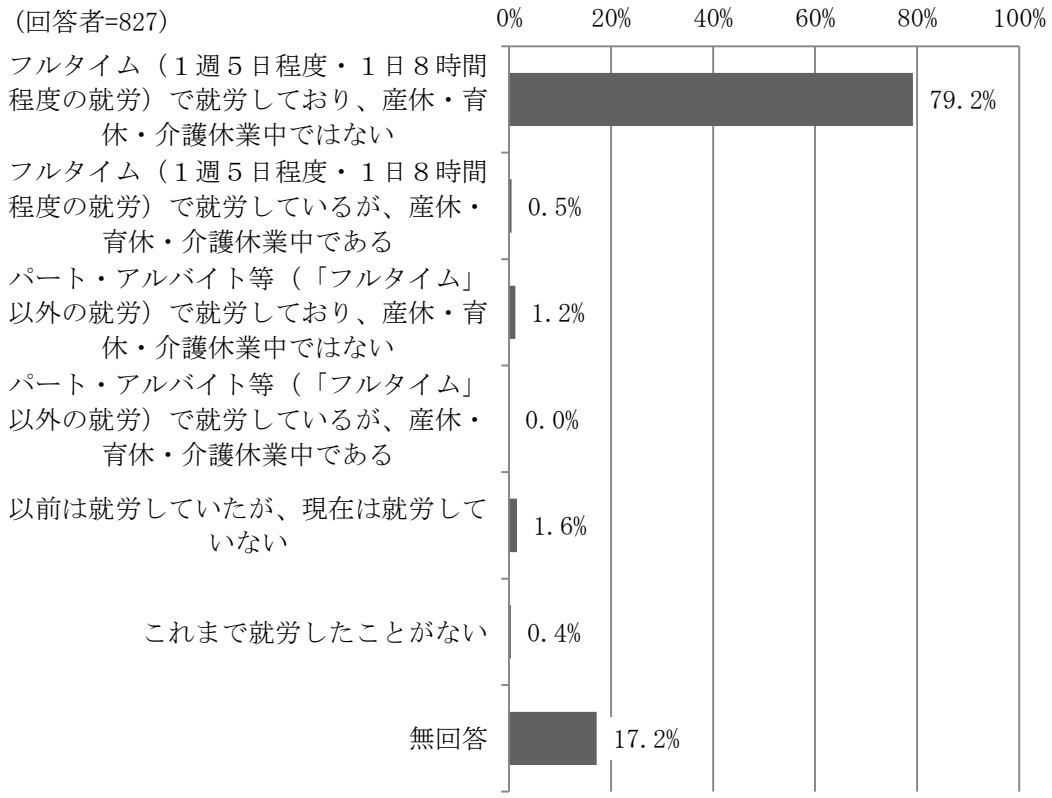

１週当たりの就労日数

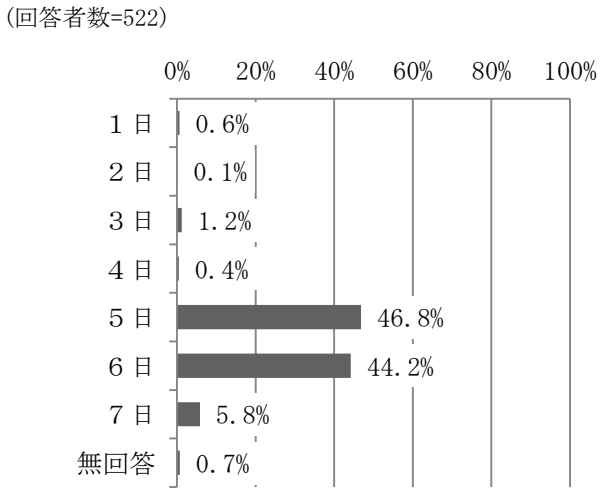

１日当たりの就労時間

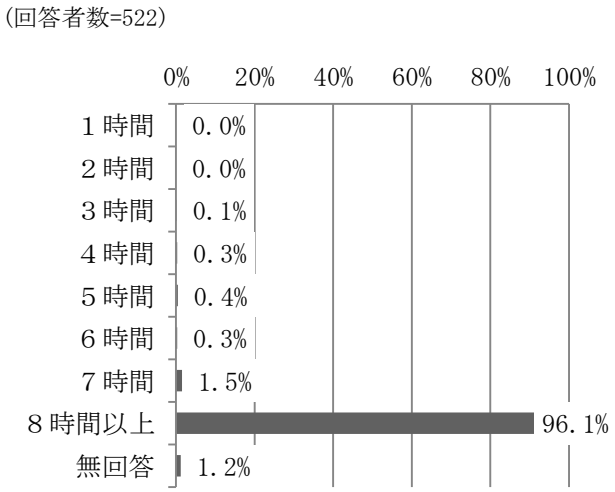

（3）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

①幼稚園や保育所などの「平日の定期的な教育・保育の事業」を利用状況について

「平日の定期的な教育・保育事業」について、「利用している」が 75.6%、「利用していない」が 24.1%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

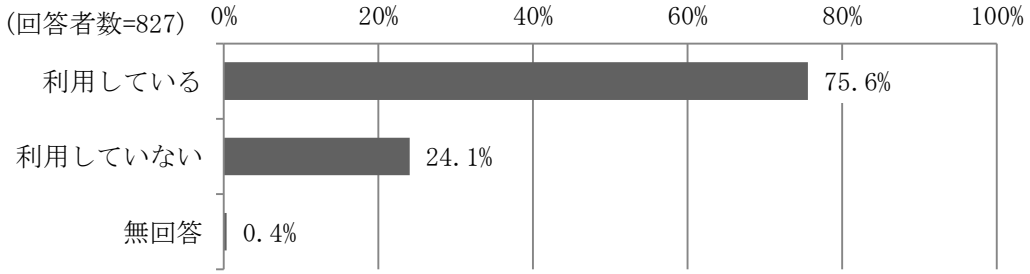

②「定期的に」利用している事業

「定期的に」利用している事業について、「認可保育所」が 58.1%と最も多く、次いで「幼稚園」の 26.6%となっています。

定期的に利用をしている事業（就学前児童）

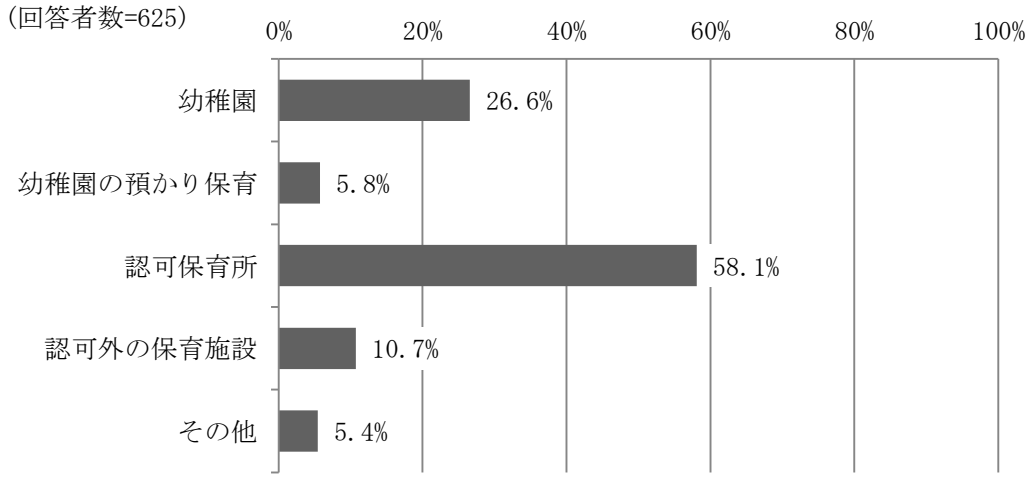

③「定期的に」利用したいと考える事業

平日に定期的に利用したいと考える教育・保育の事業について、「認可保育所」が55.5%と最も多く、次いで「幼稚園」の48.0%、「幼稚園の預かり保育」の22.5%となっています。

定期的に利用している事業と利用したいと考える事業の差異から「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の潜在ニーズがあると考えられます。

定期的に利用をしたいと考える事業(就学前児童)

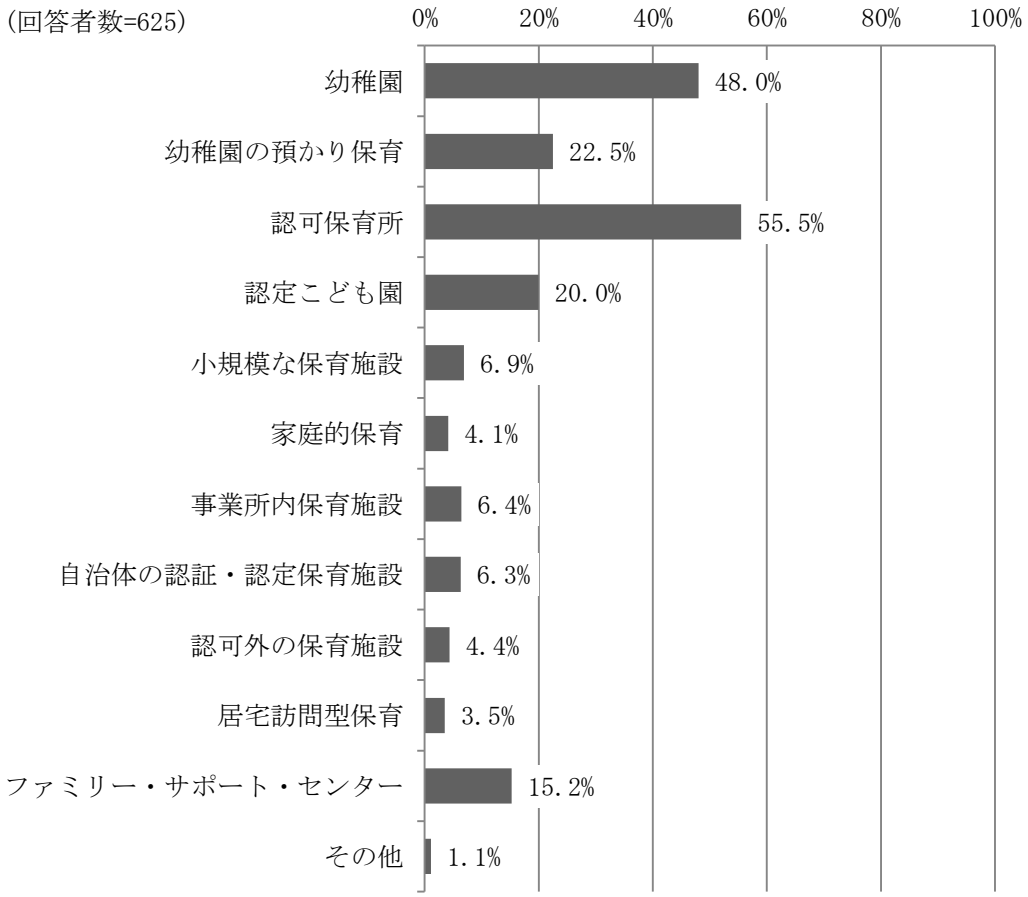

（4）各種事業について（就学前児童）

①一時預かり事業

一時預かり事業の利用希望について、「利用したい」が 41.2%、「利用する必要はない」が 49.1%となっています。

一時預かり事業の利用希望（就学前児童）

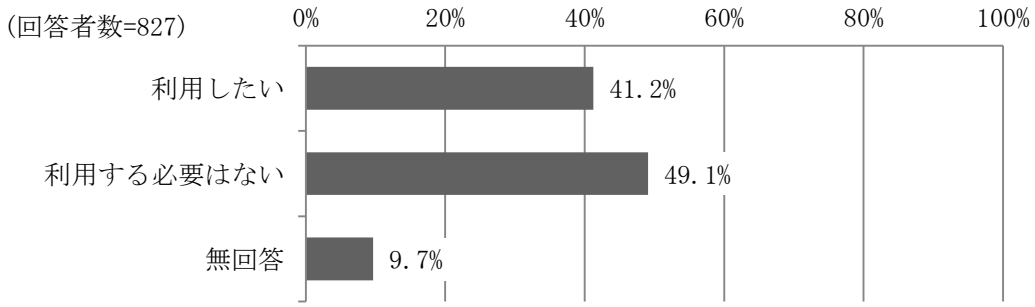

②病児・病後児保育事業

病気やケガで通常の保育事業が利用できなかったことについて、「あった」が 75.8%、「なかった」が 17.8%となっています。

その際の病児・病後児保育事業の利用希望について、「利用したいとは思わない」が 60.8%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 38.0%となっています。

病気・ケガにより通常の保育事業が受けられなかったことの有無（就学前児童）

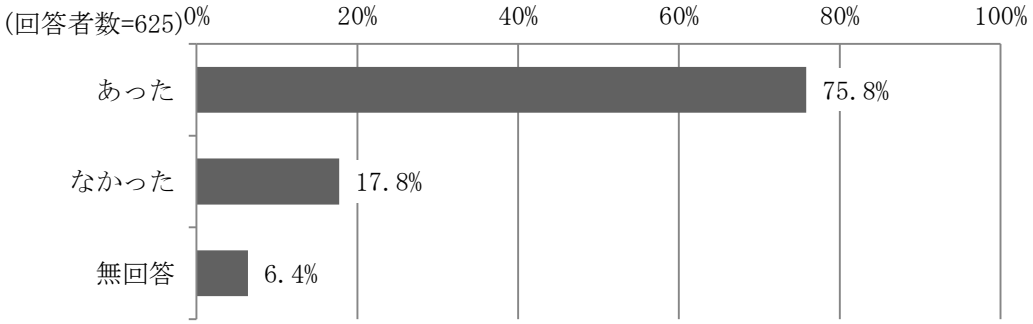

その際の病後・病後児保育事業の利用希望（就学前児童）

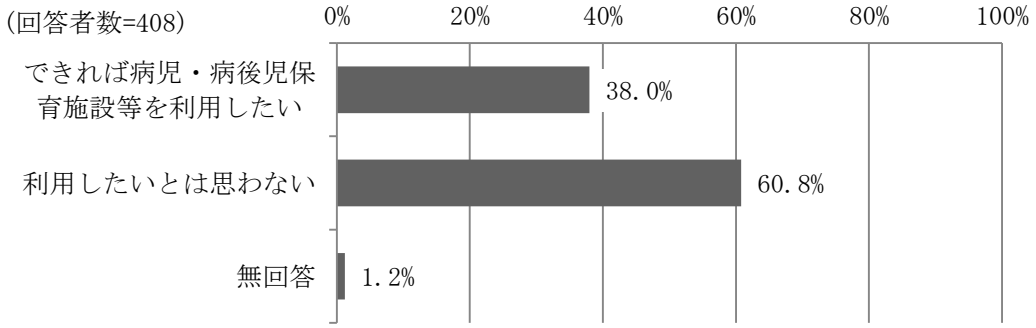

③放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校低学年・高学年ともに放課後を過ごさせたい場所について、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は低学年で 19.2%、高学年で 6.8%となっています

小学校のうち放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）

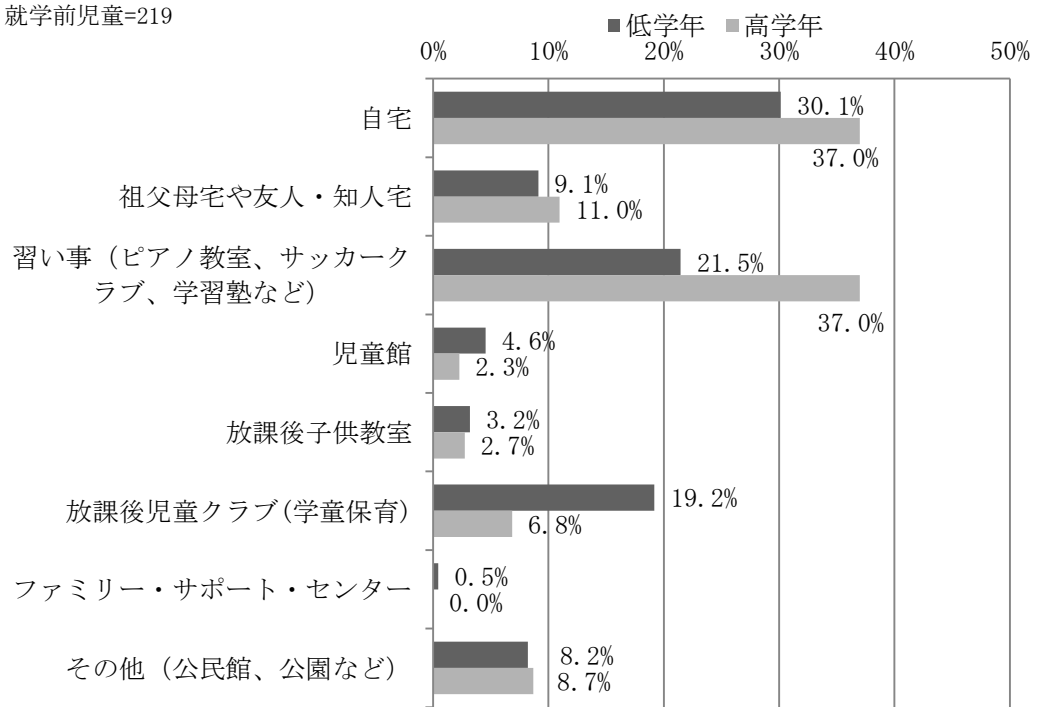

放課後児童クラブの希望終了時刻については、小学校低学年、高学年ともに「18 時まで」が最も多くなっています。

小学校の放課後児童クラブの希望終了時刻（就学前児童）

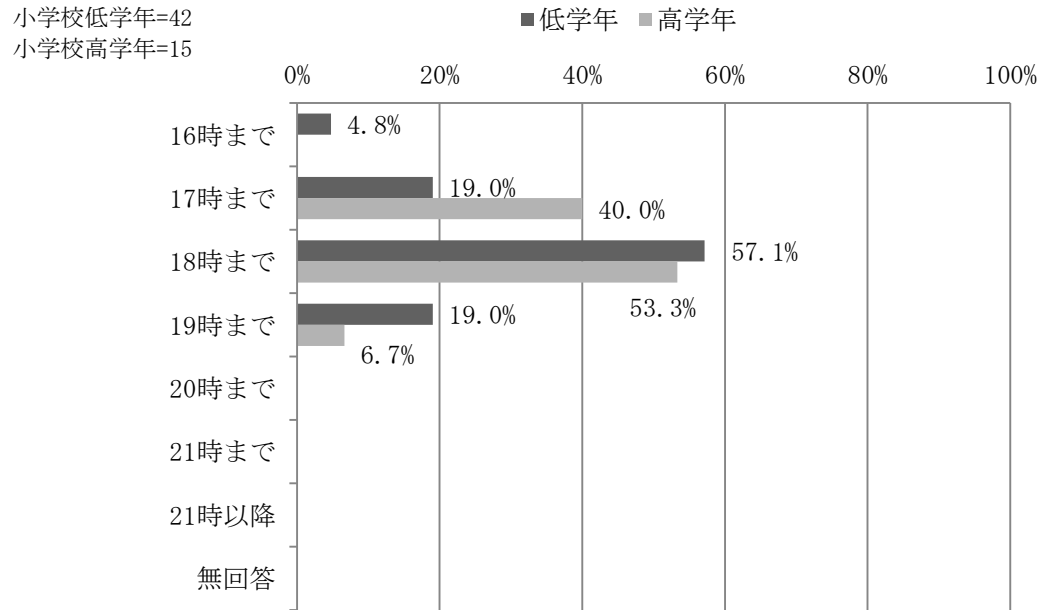

（５）育児休業について（就学前児童）

①育児休業取得状況

子どもが生まれた時の育児休業の取得状況について、母親の場合は、「働いていなかった」が 52.7%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 27.9%となっています。

父親の場合は、「取得していない」が 80.0%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 2.1%となっています。

育児休業取得状況（就学前児童）

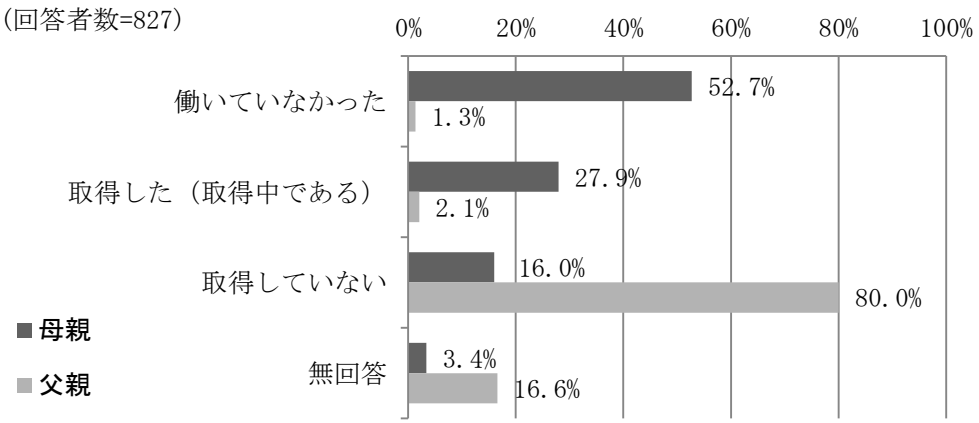

②育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由として、母親の場合は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 32.6%と最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が 31.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 12.9%となっています。

父親の場合は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 41.7%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が 37.9%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 30.2%となっています。

育児休業を取得していない理由（就学前児童）

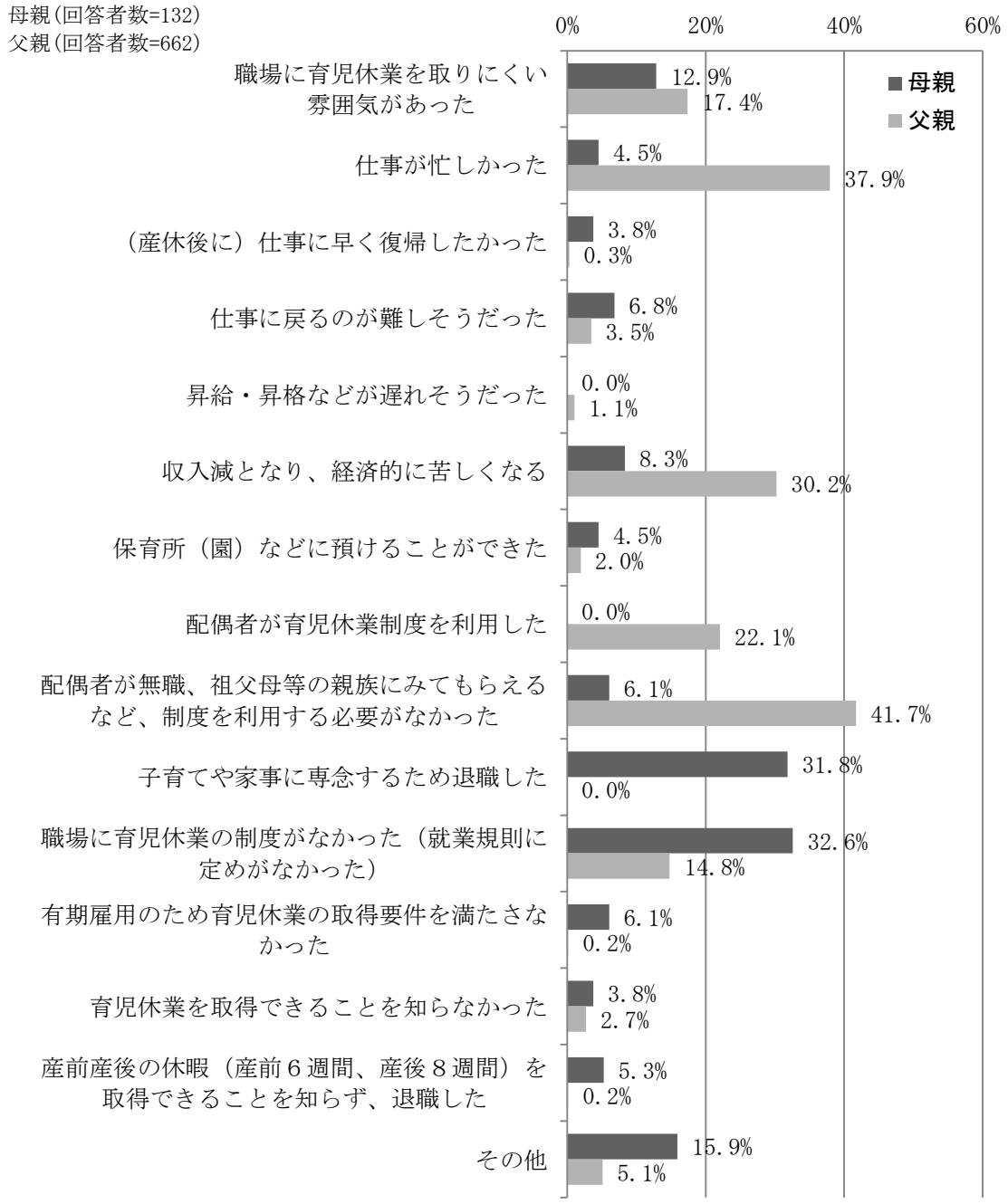

第３章　計画の基本的な考え方

基本理念
基本目標
基本的な視点
施策体系図

1　基本理念

「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

本計画は、国の定めた基本指針を踏まえつつ、奄美市のこれまでの子育て施策の指針であった「奄美市次世代育成支援地域行動計画〈後期計画〉」の将来像・基本理念を継承し、基本理念を以下のように設定します。

奄美市子ども・子育て支援事業計画　基本理念

子どもがいきいきと健やかに育つ
心豊かなまちづくり

２　基本目標

【基本目標１】　質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

【基本目標２】　地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

【基本目標３】　子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

【基本目標４】　仕事と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりが必要とされています。

【基本目標５】　子どもの権利を尊重する社会

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

【基本目標６】　子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化が懸念されていることから、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

３　基本的な視点

施策の方向性にあたっては、次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針の基本的な視点のもと施策を展開します。

【基本的な視点１】　　子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

【基本的な視点２】　　次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

【基本的な視点３】　　サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。

多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的に取組を進めます。

【基本的な視点４】　　社会全体による支援の視点

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、奄美市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

【基本的な視点５】　　仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、仕事と生活の調和憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。

こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ります。

【基本的な視点６】　　結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

「少子化危機突破のための緊急対策」においては、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均２人以上となっていますが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが必要です。

【基本的な視点７】　　全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めます。

【基本的な視点８】　　地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うＮＰＯ、子育てサークル、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や児童委員・主任児童委員等の活動とともに、高齢者・障害者等にサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて豊かな自然環境や伝統文化等もあります。こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、児童福祉法第 48 条の２及び第 48 条の３の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

【基本的な視点９】　　サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

【基本的な視点 10】　　地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本市の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

4　施策体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性
子どもがいきいきと健やかに育つ、心豊かなまちづくり	1. 質の高い教育・保育の総合的な提供	(1) 就学前環境の整備 (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
	2. 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービス (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上 (3) 親の不安感や課題の軽減・地域との連携
	3. 子どもの健やかな成長に向けた支援	(1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期対策の充実
	4. 仕事と家庭生活の両立	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立の推進
	5. 子どもの権利を尊重する社会	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 (3) ひとり親家庭等の支援の推進 (4) 障がい児施策の充実 (5) 子育て家庭の経済的負担軽減
	6. 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安全・安心のまちづくりの推進 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (4) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

第４章　基本目標ごとの取組

質の高い教育・保育の総合的な提供
地域における子育て支援の充実
子どもの健やかな成長に向けた支援
仕事と家庭生活の両立
子どもの権利を尊重する社会
子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

基本目標１　質の高い教育・保育の総合的な提供

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。

この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもが、その良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになるなど、健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。

国の新たな子ども・子育て支援の枠組み（子ども・子育て支援新制度）においても、幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考えの下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保一体化の推進が進められており、本市においても国制度の動向を踏まえた検討を行っていく必要があります。

また、ニーズ調査の結果からは、幼児教育への関心の高さが伺えます。

（１）就学前環境の整備

【 現状と課題 】

●新制度では、地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められます。

●名瀬地区では、待機児童が発生しており、教育・保育施設の確保が必要となります。
住用地区は、３カ所あるへき地保育所において、３歳未満児保育を実施していないため、３号認定の確保方策が必要となり、また１号認定においても確保方策が必要となります。

●計画的、効果的な質の向上

保育所、幼稚園、認定こども園が、入所・入園している児童の保育・教育のみならず、地域の子育て･家庭への支援も充実させていくにために､保育士･幼稚園教諭などの資質、専門性を高めることが必要です。

●保幼小のネットワーク化の推進

保育所や幼稚園、認定こども園は、小学校以降の教育や生活につながることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した保育・教育を行う必要があります。

小学校生活に滑らかに適応できるように保育所や幼稚園、認定こども園、小学校が連携した取り組みが必要となります。

【 具体的施策の取組 】

施策	認可保育所・認定こども園の設置・運営
施策内容	認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていなくても利用できます。 今後も、希望する保育施設を利用できるよう、認可保育所の整備と保育内容の充実を実施すると共に、認定こども園の設置を積極的に推進します。
担当課	福祉施策課・いきいき健康課・市民福祉課・教委総務課・学校教育課

施策	保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上
施策内容	関係機関との連携のもと、保護者のニーズや新しい時代に応じた教育等に対応できるよう職員の研修を実施します。 保育士・教諭不足の問題に対応するため、保育士・幼稚園教諭(正職員)の確保及び処遇改善に努めます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・教委総務課

施策	子ども・子育て会議の推進
施策内容	教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取組を促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価をし、保護者ニーズに対応するよう、施設の利用定員数の適正化を図ります
担当課	福祉政策課

施策	幼・保・小の連携推進
施策内容	幼稚園、保育所などの幼児教育から学校教育へのスムーズな接続を図るため、幼保小連合会や研修会等を充実させていきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・学校教育課

施策	受入児童の拡充
施策内容	保護者ニーズに対応するよう、市内(特に名瀬地区)施設の利用定員数の適正化を図り、待機児童の解消に努めます。
担当課	福祉政策課

施策	認可保育所等の保育環境の整備
施策内容	保育環境の改善を図るため、認可保育所等の遊具（ブランコ、滑り台等）、保育備品（絵本、楽器等）の整備に努めます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

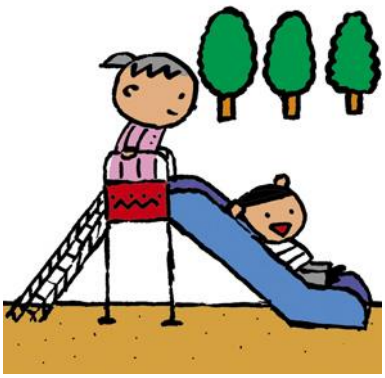

（２）子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【 現状と課題 】

●子どもたちの個性と可能性を重視し、現在、各学校において「生きる力」を育むための教育活動が推進されるとともに、奄美のよさを学ぶ特色のある教育活動の展開が期待されており、今後も継続して「生きる力」を育むための教育活動を推進していきます。

【 具体的施策の取組 】

施策	地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実
施策内容	各学校において創意工夫の取組がなされ，学校教育・家庭教育に対する理解を深めるよき機会となっています。引き続き取り組んでいきます。
担当課	学校教育課

施策	「開かれた教育行政」「開かれた学校」づくりの推進
施策内容	学校評議員制は、双方向での情報の交流がなされ，学校経営の充実に役立っており、継続して取り組みます。 教育情報誌や学校便り等において各学校の教育活動紹介を継続的に行い、情報発信に努力していきます。
担当課	学校教育課

施策	小規模校入学特別認可制度の運用
施策内容	小規模校ならではのよさを生かした学習機会の提供、小規模校の教育活動の活性化という点から特認校制度は有効であり、今後も引き続き取り組んでいきます。
担当課	学校教育課

施策	各学校の特色を生かした教育活動の推進
施策内容	奄美の自然・文化・伝統等にふれ、郷土（地域）を知る視点から「特色ある教育活動」は有効であり、今後も活動を推進します。
担当課	学校教育課

施策	環境教育の推進
施策内容	自然の有効活用や保護及び資源の再利用（リサイクル）などについての理解を深め、世界自然遺産登録に向けた環境教育の推進に努めます。
担当課	学校教育課

基本目標２　地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めることが必要です。名瀬地区においては待機児童の解消が喫緊の課題です。

（１）地域における子育てサービス

【 現状と課題 】

●認可保育所で行われている通常サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制（病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、障害児保育、等）の整備・充実が求められています。

●認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、認定こども園への移行の促進を予定しています。

●ひとり親，共働き等で就学前に保育サービスを利用していた家庭が，子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になることから、名瀬及び住用地区では「放課後児童クラブ」を実施しています。笠利地区での実施と、名瀬地区での利用者が増加傾向にありますので、その対応が課題となります。

●本市では、名瀬地区において「地域子育て支援拠点事業」、「病児・病後児保育」を実施していますが、住用及び笠利地区においては実施していません。

【　具体的施策の取組 】

施策	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
施策内容	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。 事業対象が、概ね 10 歳程度までであった年齢を小学校 6 年生まで引き上げ、現行の設置個所を維持しながら住民ニーズに対応します。
担当課	福祉政策課・市民福祉課・いきいき健康課

施策	病児・病後児保育
施策内容	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。 保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。
担当課	福祉政策課

施策	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）
施策内容	一時預かり事業(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、「保育の必要性」について、保護者の就労時間について下限時間を設けることとされており、保護者の就労時間が下限時間(48 時間)未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて確保するため、事業の拡充を図っていきます。 一時預かり事業(幼稚園型)は、新制度に移行した幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、私立幼稚園での実施を推進します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

施策	幼稚園預かり保育事業
施策内容	幼稚園において、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う事業で、新制度に移行しない私立幼稚園において実施します。 現在、奄美市の私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園は、認定こども園の一時預かり事業(幼稚園型)について推進します。
担当課	教委総務課・福祉政策課

施策	地域子育て支援センター事業
施策内容	地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行う事業です。今後も現状のサービスを継続するとともに、より住民のニーズに応えられるよう、新たな取り組みの検討を進め、より親子が集いやすい事業を行ないます。
担当課	福祉政策課

施策	延長保育サービスの充実
施策内容	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の 2 区分に設定されており、今後、利用増加が見込まれることから、後段の「量の見込み及び確保方策」に基づいて拡充を図っていきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

施策	利用者支援事業
施策内容	子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行う事業です。 国の動向を踏まえ、今後事業の実施を検討します。
担当課	福祉政策課・健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	ファミリー・サポート・センター事業
施策内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 平成 27 年度より事業実施予定です。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	地域型保育事業
施策内容	新制度において、市町村による認可事業「地域型保育事業」が始まります。 奄美市においても、待機児童解消を図るため及び子どもが減少している地区などで、地域型保育事業の実施を強く推進します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	子どもの個性に合った子育ての実施
施策内容	ペアレント・プログラム(保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発された子育てを学ぶプログラム)を実施し，保護者等が自信を持って自分の子どもの個性に合った子育てができるよう支援します。
担当課	福祉政策課

（２）家庭や地域の教育・保育力の向上

【 現状と課題 】

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、奄美市全体で子育てを支援していく仕組みづくりを図ります。

【 具体的施策の取組 】

施策	「ふるさと教師」の積極的な活用
施策内容	奄美市人材バンクや各学校で作成している人材バンクを参考にして、地域の人材を、授業や学校行事・スポーツ少年団・部活動等で積極的に活用し、より専門的な知識や技能を生かし、児童生徒の興味関心を高め、学校の活性化を図ります。
担当課	生涯学習課・地域教育課

施策	ふるさと体験留学の実施
施策内容	市街地の大規模校から郊外の小規模校へ児童を一定期間留学させ、児童の交流を通して「奄美の豊かな自然やふるさとの心」にふれると同時に、小規模校の活性化を図っていきます。
担当課	学校教育課

施策	指導者養成講座の充実
施策内容	スポーツ･レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させる事業です。 指導者を統括し，各学校との架け橋になるコーディネーターを配置して、子どもたちの健全育成の基盤となる学校を支える体制づくりについて検討します。
担当課	スポーツ推進課・生涯学習課・地域教育課

施策	家庭における読書活動の推進
施策内容	「奄美市読書活動推進計画」をもとに各関係機関との連携により推進を図っていきます。
担当課	生涯学習課・地域教育課

施策	子育て支援ネットワーク事業の推進
施策内容	子育て支援の充実を図るために、家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育て支援ネットワークを形成し、様々な事業の実施を検討します。 今後、関係機関・関係団体との具体的な連携について検討を進め、連携強化に努めます。
担当課	福祉政策課・健康増進課

施策	子育てサークル等への活動の支援
施策内容	公民館や児童館、児童センター等において、絵本の読み聞かせ会など子育てサークルが活動する場所の提供を行っており、今後も継続して活動の支援を行っていきます。
担当課	福祉政策課

施策	地域活動事業の充実
施策内容	各保育所において地域の高齢者や中･高校生などを含めた地域住民との世代間交流を促進する取組を行っており、今後も継続して取り組みます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	子育てにやさしい地域づくり
施策内容	地域ぐるみで子どもの誕生、成長を祝い、官民一体となって地域で子育てする機運を高めることで、子育てにやさしい地域づくりを進めていきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	子育て情報の一元化及び情報提供
施策内容	保健、医療、福祉、教育等の子育て情報を一元化し、子育てマップや情報誌、ホームページ等でより効果的に情報提供できるようにします。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

（３）親の不安や課題の軽減・地域との連携

【 現状と課題 】

子どもに基本的な生活習慣や生活能力、基本的倫理観、社会的なマナーを身につけさせるとともに、自立心や人に対する思いやり、豊かな情操を育むなど、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

【 具体的施策の取組 】

施策	家庭教育に関する学習機会の充実
施策内容	小学校・中学校及び幼稚園のＰＴＡ保護者会に対して家庭教育学級開催を推進しています。 しかし、各学校の家庭教育学級主事（主に教頭）との連携不足や参加者の固定化などの課題があるため、今後は、実施体制を見直し魅力ある家庭教育学級にしていくための支援を充実させていきます。 また、職場における家庭教育講座開催などを参加しやすい学習機会提供の在り方を工夫していきます。
担当課	生涯学習課・地域教育課

施策	母子保健推進員活動
施策内容	地域の中で、妊産婦や乳幼児をもつ保護者の身近な相談相手として、声かけや赤ちゃん訪問を行い、母親と行政の橋渡しをしています。人数が不足しており、推進員がいない地区もあります。また、地域のつながりが薄い市街地においては、活動が広がりにくいので、取り組みの仕方についても工夫していきます。
担当課	健康増進課

施策	民生委員・児童委員活動
施策内容	地域の中で、身近な相談相手として、母親等と行政の橋渡しをしています。 幼児期から思春期まで成長を見守りながら、身近な相談相手として活動を継続していきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・健康増進課

基本目標３　子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを進めます。

（1）子どもと母親の健康の確保

【 現状と課題 】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、特に母親の健康状態と密接な関係があることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるように支援することが必要となります。

健やかな妊娠・出産・子育てを推進し、支援するため健診・相談・教室などの事業を行います。

【 具体的施策の取組 】

施策	妊婦健康診査
施策内容	母子健康手帳の交付を行い、安全安心なお産に臨むため、保健指導を行っています。また、妊婦健康診査の普及・徹底を図るため、早期の妊娠届出を促進し、異常の早期発見や早期対応・疾病の予防ができるよう制度の周知を行っていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業
施策内容	平成 26 年度より乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施しており、母子保健推進員・保健師等が生後 2～4 ヶ月の家庭を訪問し、乳幼児健診や子育て情報の紹介を行うとともに子育て状況の聞取りや養育状況の確認を行い、虐待を未然に防ぐ取り組みを行っています。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	乳幼児健診
施策内容	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	母子健康相談
施策内容	保健センターにおいて、育児相談や子育て情報の提供を行っている他、乳幼児期からの親子のかかわりの大切さについて伝えています。 今後も、気軽に相談できるよう配慮しながら、多様化する不安に対応し、保護者が子育てを楽しめるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	ブックスタート事業の実施
施策内容	すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、その絵本を介して暖かなぬくもりの中でやさしく語りかけることの大切さを知るきっかけづくりと、心やすらぐ楽しい子育ての時間を持ってもらうことにより、子育てを支援することを目的に実施します。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	子育てフォロー教室
施策内容	健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	子育て講演会
施策内容	子育てに関することをテーマに、講師を依頼し、講演会を開催しており、今後も子育てに関する講演会を実施し充実させていきます。
担当課	健康増進課

施策	やちゃぼう発達相談
施策内容	市内認可保育所・市立幼稚園を訪問して、保護者からの発育発達について相談を受けています。 子どもとのかかわり等についても保護者・保育士と一緒に考え、より良い支援につなげていきます。
担当課	健康増進課

（２）食育の推進

【 現状と課題 】

「食育」とは「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、望ましい食生活を実践することができる人を育てることです。特に幼児期や、児童期は「食べること」に興味・関心の強い時期であり、また学習する大事な時期です。子どもたちが健全な食生活を実践できるように、家庭や関係団体が連携・協力をしながら食育の推進に取り組んでいく必要があります。

【 具体的施策の取組 】

施策	食に関する指導の推進
施策内容	栄養バランスのとれた食事や、旬・地域の食材・献立の工夫など「給食の時間」の指導を充実するとともに、栄養教諭・学校栄養職員の授業への活用により、食に関する指導の充実を図ります。
担当課	学校教育課

施策	栄養相談・栄養教育
施策内容	離乳食で悩んでいる保護者もおり、乳幼児・児童やその保護者を対象に、今後も、栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識の普及と「食」の大切さを伝えるよう努めます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	教育・保育施設における食育の推進
施策内容	教育・保育施設において、保育教育の一環として、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣の形成を今後も推進していきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・学校教育課

施策	奄美の食材の積極的な活用
施策内容	生産組合・生産者・市場関係者・学校栄養職員・給食調理員などによる情報交換会を今後も開催し、より多くの地元産の農産物等が、学校給食に納入できるよう地産地消の推進に努めます。
担当課	学校教育課・福祉政策課

（３）思春期対策の充実

【 現状と課題 】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするため家庭・学校・地域が一体となって見守ることが大切です。

【 具体的施策の取組 】

施策	思春期保健対策の充実
施策内容	喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアなどの健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関との連携した取り組みの充実に努めます。
担当課	学校教育課・健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	相談活動の運営と協力
施策内容	教育相談室や保健室の機能を有効に活用し、適切に教育相談活動を行っており、今後も、事業の継続実施に努めます。
担当課	学校教育課

基本目標４　仕事と家庭生活の両立

現在の少子化の背景には、働き方を巡る様々な課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス」を、子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

【 現状と課題 】

●夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。

●企業にとって、仕事と家庭生活の両立支援やワーク･ライフ･バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

●認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、認定こども園への移行の促進を予定しています。

●３歳未満の児童の保育枠の拡大

今般、特に３歳未満の児童の保育の需要が増加している中で、弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや地域型保育事業の実施並びに幼保連携型認定こども園の普及促進による子育てと仕事の両立の支援が必要です。

●延長保育の推進

勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に対応するため、延長保育を行う施設の拡充を図る必要があります。

●一時預かり

保護者の短時間の就労・就学や幼稚園を希望する保護者の就労などを支援するため、幼稚園での通常の教育時間外の預かり保育事業の体制整備が望まれています。

●放課後児童クラブの充実

保護者の就労などにより放課後の保育に欠ける児童の安全を守り、遊びや集団生活の中で協調性や社会性を養えるような事業体制(対象児童・設置面積等)が必要となります。

（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【 現状と課題 】

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

【 具体的施策の取組 】

施策	ワーク・ライフ・バランスについての啓発
施策内容	事業所及び従業員双方に効果をもたらすワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、長時間労働の抑制，多様な働き方を認め合う働きやすい職場環境づくりの推進を働きかけます。
担当課	市民協働推進課・商水情報課

施策	男性の育児休業取得の推進
施策内容	男性の育児休業取得を推進するため、今後も、事業所及び従業員に対して啓発を行い、育児休業制度の普及･定着を図ります。
担当課	市民協働推進課・商水情報課

施策	男性の家事参加促進のための啓発
施策内容	従来女性の役割と捉えられがちであった家事・育児・介護等に男性が積極的に参加するよう啓発に努め，男女が共に責任を果たす家庭づくりを提唱します。
担当課	市民協働推進課

施策	奄美市男女共同参画基本計画の啓発
施策内容	「奄美市男女共同参画基本計画」に基づき、男女の不平等の是正に向けた取り組みを推進していきます。
担当課	市民協働推進課

（２）仕事と子育ての両立の推進

【 現状と課題 】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切にする子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

一方、景気の影響などにより共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実が求められています。

【 具体的施策の取組 】

施策	働く時間の見直し
施策内容	事業所に対して時間外労働の縮減等、働く時間の見直しを推進し、子育てと仕事が両立しやすい就労環境ができるよう積極的に情報提供していきます。
担当課	商水情報課

施策	育児休業取得の推進
施策内容	育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。
担当課	市民協働推進課・商水情報課

施策	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】
施策内容	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。 事業対象が、概ね 10 歳程度までであった年齢を小学校 6 年生まで引き上げ、現行の設置個所を維持しながら住民ニーズに対応します。
担当課	福祉政策課・市民福祉課

施策	病児・病後児保育【再掲】
施策内容	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。 保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。
担当課	福祉政策課

施策	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）【再掲】
施策内容	一時預かり事業(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、「保育の必要性」について、保護者の就労時間について下限時間を設けることとされており、保護者の就労時間が下限時間(48 時間)未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて確保するため、事業の拡充を図っていきます。 一時預かり事業(幼稚園型)は、新制度に移行した幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、私立幼稚園での実施を推進します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

施策	幼稚園預かり保育事業【再掲】
施策内容	幼稚園において、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う事業で、新制度に移行しない私立幼稚園において実施します。 現在、奄美市の私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園は、認定こども園の一時預かり事業(幼稚園型)について推進します。
担当課	教委総務課・福祉政策課

施策	延長保育サービスの充実【再掲】
施策内容	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の 2 区分に設定されており、今後、利用増加が見込まれることから、後段の「量の見込み及び確保方策」に基づいて拡充を図っていきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

基本目標５　子どもの権利を尊重する社会

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含むすべての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

国は平成６年に子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（ 子どもの権利条約）」を批准しました。また、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され法的整備が進んでいます。

いじめや不登校、引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあり、これらの課題に対して適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

さらに、障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

対象となる障がい種別は多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

（１）児童虐待防止対策の充実

【 現状と課題 】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

【 具体的施策の取組 】

施策	児童虐待防止ネットワーク会議の整備
施策内容	平成 21 年２月に守秘義務が課された「要保護児童対策地域協議会」が整備されたことにより、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑に情報が提供され、迅速な対応が図られるようになりました。 児童虐待問題に対応するため福祉、保健、医療、教育、司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し早期対応を図ります。
担当課	福祉政策課

施策	児童相談の充実
施策内容	家庭相談員を配置し、家庭における問題の解決を図るため、専門機関とも連携を図り支援が途切れることのないよう対応に努めます。
担当課	福祉政策課

施策	緊急一時保護
施策内容	緊急一時保護が必要な児童に対し、児童相談所と連携を図り保護が必要な児童の対応に努めます。
担当課	福祉政策課

（２）被害に遭った子どもの保護の推進

【 現状と課題 】

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、諸機関が連携した多様な手段できめの細かい対応を整えます。

【 具体的施策の取組 】

施策	教育相談の充実
施策内容	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員、スクールソーシャルワーカーを中心に教育相談等の対応を行っており、今後も学校や関係機関と連携を図りながら推進していきます。
担当課	学校教育課

施策	保護者・地域との連携による児童相談の推進
施策内容	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所、しらゆりの寮、ゆずり葉の郷などの関係機関とも連携し、今後も立ち直りの支援を実施します。
担当課	福祉政策課

（３）ひとり親家庭等の支援の推進

【 現状と課題 】

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

母子家庭の母等の就業に向けた資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援給付金事業を活用し、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めています。

また、母子（父子）（寡婦）福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう支援しています。

ひとり親家庭への支援については、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事業やひとり親家庭等日常生活支援事業等、県の施策を活用することや県との連携でより一層の支援の充実を図ることが必要です。

【 具体的施策の取組 】

施策	生活援助対策事業の推進
施策内容	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費助成等の支援を今後も継続して実施します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	母子生活支援施設入所
施策内容	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭または母子家庭に準じる家庭に対して入所の支援を行っています。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	相談体制の充実や情報提供
施策内容	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。 家庭児童相談室に２名の相談員を配置しており、今後も相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を強化していきます。
担当課	福祉政策課

施策	保育所への優先入所等
施策内容	ひとり親世帯等の家庭環境を考慮し優先的に入所を検討します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

（４）障がい児施策の充実

【 現状と課題 】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育に努める必要があります。

【 具体的施策の取組 】

施策	奄美地区地域自立支援協議会こども部会
施策内容	奄美地区地域自立支援協議会を中心に、障害のある子どもができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、関係機関との情報の共有化や相談支援事業所との連携を図りながら、障害に対する気づきから障害受容、療育を経て就学・就労に至るまでの一貫した療育システムの構築を目指します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入
施策内容	子どもの状況に応じた保育・教育を実施する観点から、保護者との相互理解や専門機関からの助言等を得ながら、支援のための計画を個別に作成し、ライフステージごとの情報の共有を図り、長期的な視点からフォロー体制を強化していきます。「放課後等デイサービス」の利用拡充を図ります。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	相談支援体制の充実
施策内容	一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、大島児童相談所、チャレンジドサポート奄美等の相談機関に繋ぐなど適切な保育･教育的支援が実現するように、ワンストップ窓口の整備を検討します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・教委総務課・地域教育課

施策	障がい児保育
施策内容	幼稚園・保育所においては、児童発達支援センター（のぞみ園）、大島養護学校及び小学校等と連携をとりながら、子どもの心身の発達が促進されるよう取り組んでいます。 また、平成２２年度から集団保育が可能な障害児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための障害児保育事業を実施し、障害児の受入促進と処遇の向上を図っており、今後も受け入れ態勢の充実を図ります。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・学校教育課

施策	乳幼児健診【再掲】
施策内容	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	子育てフォロー教室【再掲】
施策内容	健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	児童発達支援センターとの連携による早期療育の実施
施策内容	早期発見、早期発達支援が重要とされる発達障害について、児童発達支援センター（のぞみ園）と妊婦健診や乳幼児健診等の情報を共有・連携し、早期療育の実施に努めます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	発達障害支援対策に向けたスタッフの資質向上
施策内容	自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む障がい児については、障がいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を養うため、専門家等の協力も得ながら、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けた講習会等の支援を行います。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	特別支援教育の充実及び関係機関との連携
施策内容	発達障害の特性ある子どもについては、特別支援学級の充実とともにインクルーシブ教育システムの構築に努めます。また、移行支援シートの活用や幼保小連絡会及び特別支援教育連携協議会等により関係機関との連携を図ります。
担当課	福祉政策課・学校教育課

施策	集団教育・保育が困難な子どもに対する支援
施策内容	幼稚園や保育所での集団教育･保育等による対応が困難な児童のケースについては児童発達支援センターでの療育や訪問看護を行いなどできる限り支援を行います。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

（５）子育て家庭の経済的負担軽減

【 現状と課題 】

子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

【 具体的施策の取組 】

施策	保育料の軽減
施策内容	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減を実施します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

施策	児童手当
施策内容	家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、児童を養育している保護者に児童手当を支給します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

施策	乳幼児医療費助成
施策内容	乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

基本目標６　子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

（１）良質な居住環境の確保

【 現状と課題 】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声が生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組みが必要です。

また、親子がともに楽しい時間を過ごすことのできる居住環境整備を進めていきます。

【 具体的施策の取組 】

施策	居住環境の確保
施策内容	今後も、地域の実情を踏まえ子育て支援に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、奄美市総合計画に基づき、居住建物を含めた総合的なまちづくりに取り組みます。
担当課	建築住宅課等

施策	公園の環境整備
施策内容	子どもの安全な遊び場を確保するために、適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の更新を図っていきます。
担当課	都市整備課等

（２）安全・安心のまちづくりの推進

【 現状と課題 】

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公共施設等におけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取り組みを進め、子育て家庭の外出を支援します。

また、子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、交通安全施設の整備、交通安全教室等を引き続いて行っていきます。

【 具体的施策の取組 】

施策	生活道路での安全確保
施策内容	通学路や生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、交通安全施設の整備や車両の進入抑制・速度抑制を図ります。
担当課	土木課

施策	交通事故防止対策
施策内容	道路管理者が設置する道路照明灯のほか、街灯設置及び維持補助金交付要綱及びまち灯り設置事業により、防犯灯、街灯等を設置して、夜間における犯罪の防止、通行の安全を図ります。 また、見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置し、交通事故防止を図ります。
担当課	土木課・市民協働推進課

施策	公共施設等のバリアフリー化の促進
施策内容	公共施設等において、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を要望していきます。 また、「あまみ子育てマップ」や「奄美バリアフリーマップ」の作成・配布を行い、子育て支援サイトを開設するなど、今後も情報の提供を推進します。
担当課	福祉政策課

施策	交通安全教室
施策内容	子どもたちを交通事故から守るため、小学１年生全員を対象に各学校を巡回し、交通安全教室を実施するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校等の要望に応じて交通安全教室の開催を実施します。
担当課	市民協働推進課

（３）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【 現状と課題 】

安全で住みよいまちづくりは、すべての住民の願いでありますが、複雑多様化する社会において犯罪はますます巧妙化、増加傾向にあります。

子どもたちを取り巻く環境は、乱暴や性的いたずら目的の犯罪事例なども多発しており、これらを防ぐため、保護者やＰＴＡ等の学校関係者、地域が連携し、犯罪防止対策に取り組むことが必要です。

【 具体的施策の取組 】

施策	防犯体制の充実
施策内容	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。
担当課	市民協働推進課・学校教育課・生涯学習課

施策	防犯に関する普及啓発活動の実施
施策内容	安全・安心なまちづくりのため、住民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。
担当課	市民協働推進課

施策	保護者・地域との連携による防犯活動の推進
施策内容	保護者や地域の住民・学校・警察等が連携し「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。
担当課	市民協働推進課・生涯学習課

（４）子どもを取巻く有害環境対策の推進

【 現状と課題 】

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

【 具体的施策の取組 】

施策	青少年育成推進活動の充実
施策内容	各学校・地域単位で青少年健全育成推進員を配置し、関係機関との連携を図りながら、非行型不登校少年への対応を行います。
担当課	生涯学習課・学校教育課

施策	少年愛護センター業務の充実
施策内容	少年の健全育成に関係ある各機関及び団体との連携協調を図り、指導活動を効果的に推進して少年非行の防止に努めます。 また、毎月第３金曜日を基準に各関係機関の方々が参加し実施している市街地の補導の充実に努めます。
担当課	生涯学習課・学校教育課

第５章　事業計画

教育・保育提供区域の設定
幼児期の学校教育・保育の量の見込み
地域子ども・子育て支援事業
その他事項

1　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」を通じた共通の区域として、「奄美市全域の１区域」と設定します。

但し、各事業の確保・方向性にあたっては、名瀬地区・住用地区・笠利地区の人口や施設整備状況を踏まえて設定します。

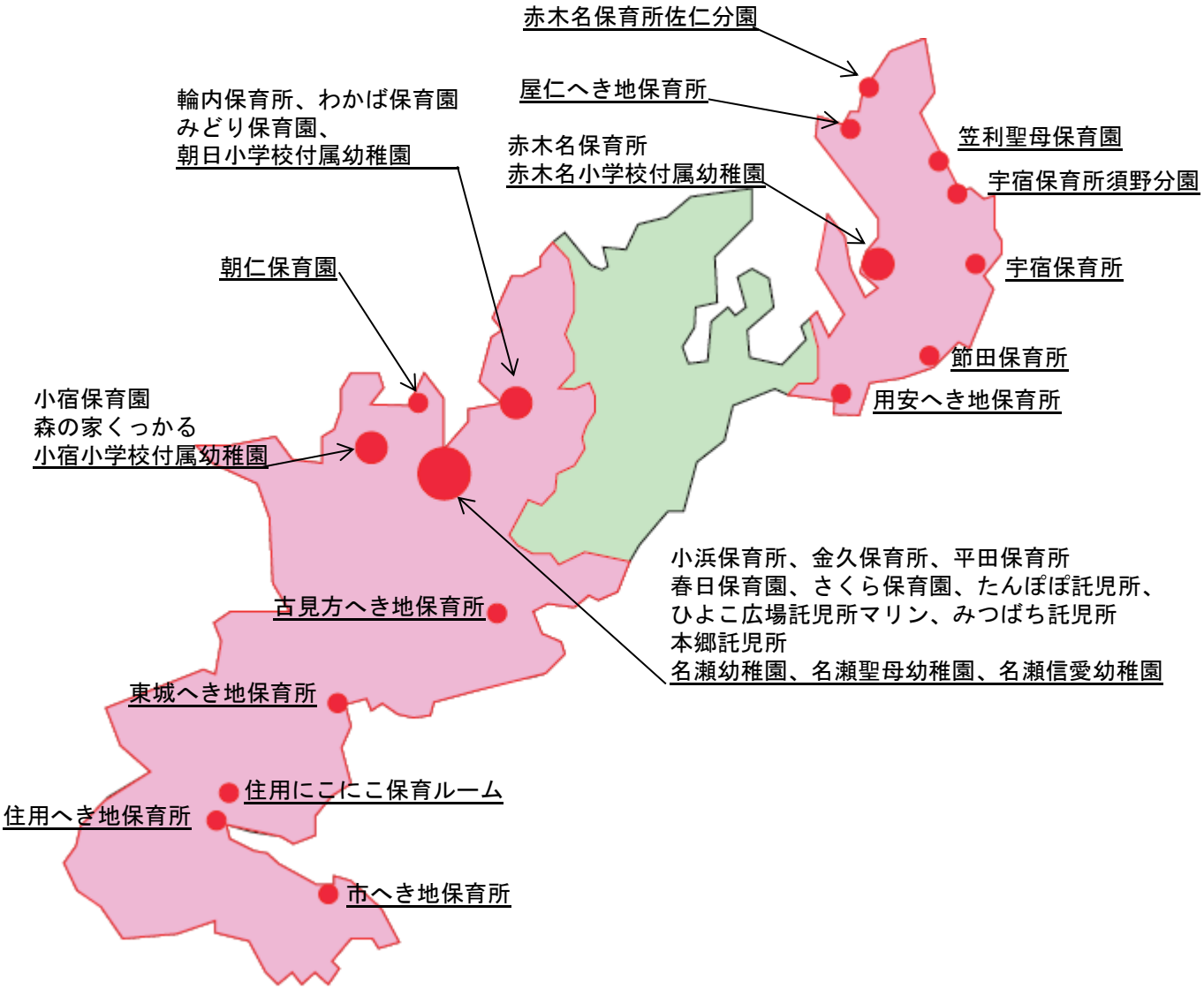

2　幼児期の学校教育・保育の量の見込み

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

教育・保育の認定区分

【１号認定】３～５歳 幼児期の学校教育
（子ども・子育て支援法第 19 条１項１号に該当：教育標準時間認定）
【２号認定】３～５歳 保育の必要あり
（子ども・子育て支援法第 19 条１項２号に該当：満３歳以上・保育認定）
【３号認定】０～２歳 保育の必要あり
（子ども・子育て支援法第 19 条１項３号に該当：満３歳未満・保育認定）

【 児童人口推計 】

（１）奄美市全体

奄美市の児童人口は、年々減少することが予想され、計画期間最終年度の平成 31 年には 2,113 人になると推計されます。

奄美市全体の年齢別・年度別実績及び推計児童数（H26 年以降は推計値）

区分	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児	454	406	359	397	371	360	349	337	329	320	308
1 歳児	412	459	411	385	397	385	373	362	350	342	333
2 歳児	416	425	453	416	395	404	392	380	369	357	349
3 歳児	446	436	442	453	432	404	412	399	387	376	364
4 歳児	448	455	422	438	453	430	402	410	397	385	374
5 歳児	472	455	446	423	435	453	430	402	410	397	385
合計	2,648	2,636	2,533	2,512	2,483	2,436	2,358	2,290	2,242	2,177	2,113

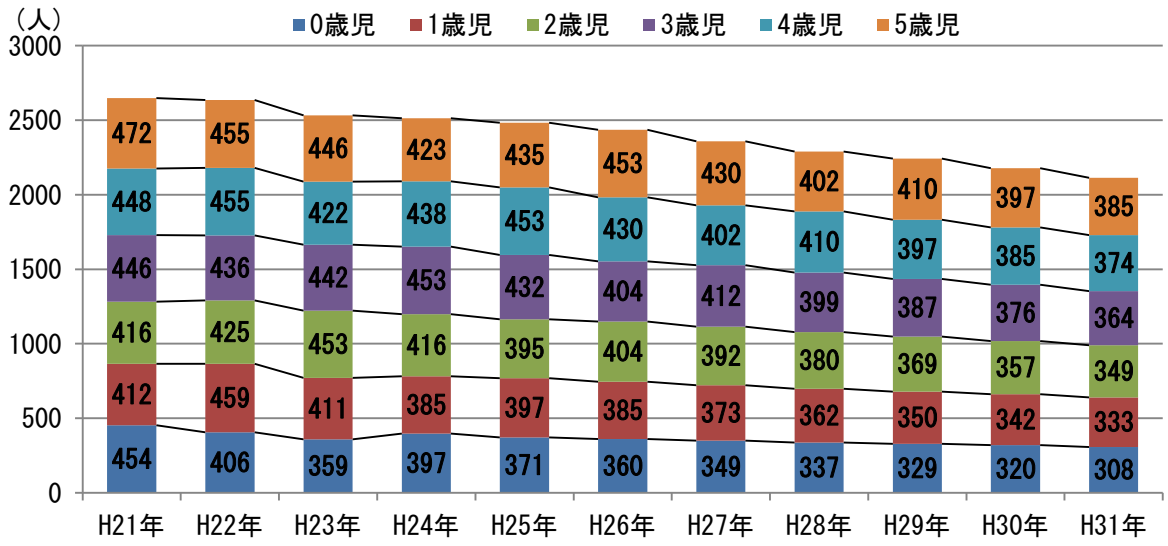

（２）名瀬地区

名瀬地区の児童人口は、計画期間当初が 2,052 人、計画期間最終年度の平成 31 年には 1,884 人になると推計されます。

名瀬地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児	311	301	294	285	275
1 歳児	332	323	312	305	297
2 歳児	327	338	329	319	311
3 歳児	358	333	344	335	325
4 歳児	345	356	332	342	334
5 歳児	379	345	356	332	342
合計	2,052	1,996	1,967	1,919	1,884

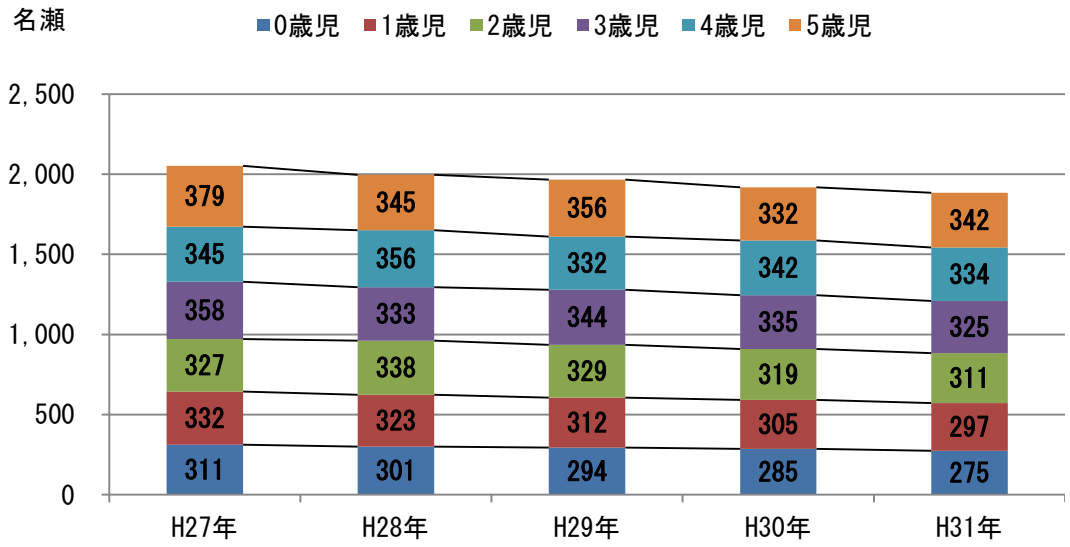

（３）住用地区

住用地区の児童人口は、計画期間当初が 46 人、計画期間最終年度の平成 31 年には 19 人になると推計されます。

住用地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児	3	3	3	3	2
1 歳児	5	3	3	3	3
2 歳児	16	5	3	3	3
3 歳児	5	16	5	3	3
4 歳児	9	5	16	5	3
5 歳児	9	9	5	16	5
合計	46	40	34	32	19

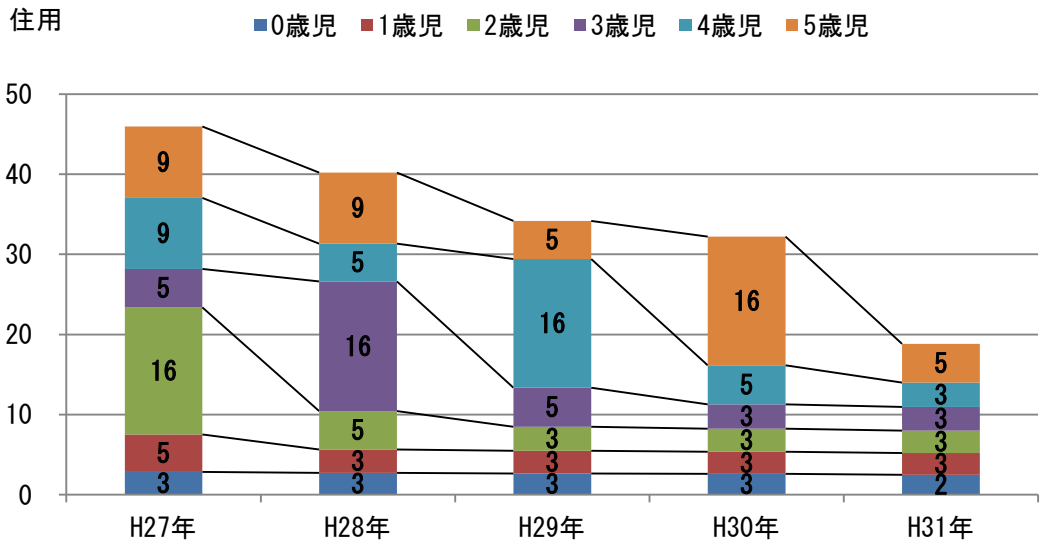

（４）笠利地区

笠利地区の児童人口は、計画期間当初が 260 人、計画期間最終年度の平成 31 年には 210 人になると推計されます。

笠利地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児	35	34	33	32	31
1 歳児	37	36	35	34	33
2 歳児	49	37	37	36	35
3 歳児	50	49	38	37	36
4 歳児	48	49	49	38	37
5 歳児	43	48	49	49	38
合計	260	254	241	226	210

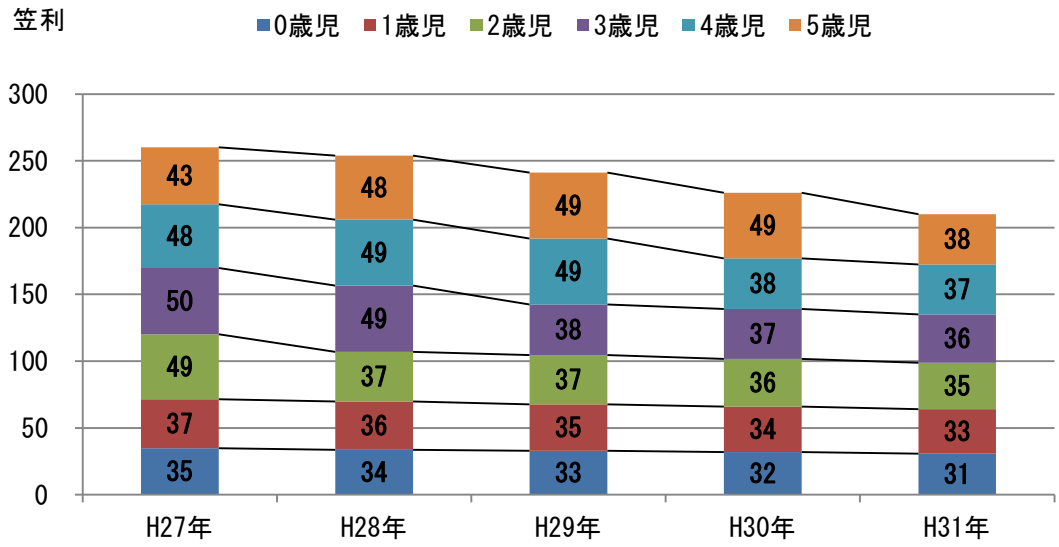

【 現在の教育・保育利用状況と今後の量の見込み 】

（１）奄美市全体

①現在の教育・保育利用状況（平成 26 年 6 月現在）

■幼稚園（1 号認定）の利用状況は、508 人となっています。

■保育所（2 号認定）の利用状況は、778 人となっています。

■保育所（3 号認定、０歳児）の利用状況は、73 人となっています。

■保育所（3 号認定、1～2 歳児）の利用状況は、513 人となっています。

②ニーズ調査による今後の教育・保育利用希望（平成 27 年～平成 31 年）

■幼稚園（1 号認定）の利用希望状況は、259～288 人となっています。

■教育の利用希望が強い保育所利用希望（2 号認定）の状況は、205～227 人となっています。

■保育所（2 号認定）の利用希望状況は、617～683 人となっています。

■保育所（3 号認定、０歳児）の利用希望状況は、102～115 人となっています。

■保育所（3 号認定、1～2 歳児）の利用希望状況は、507～568 人となっています。

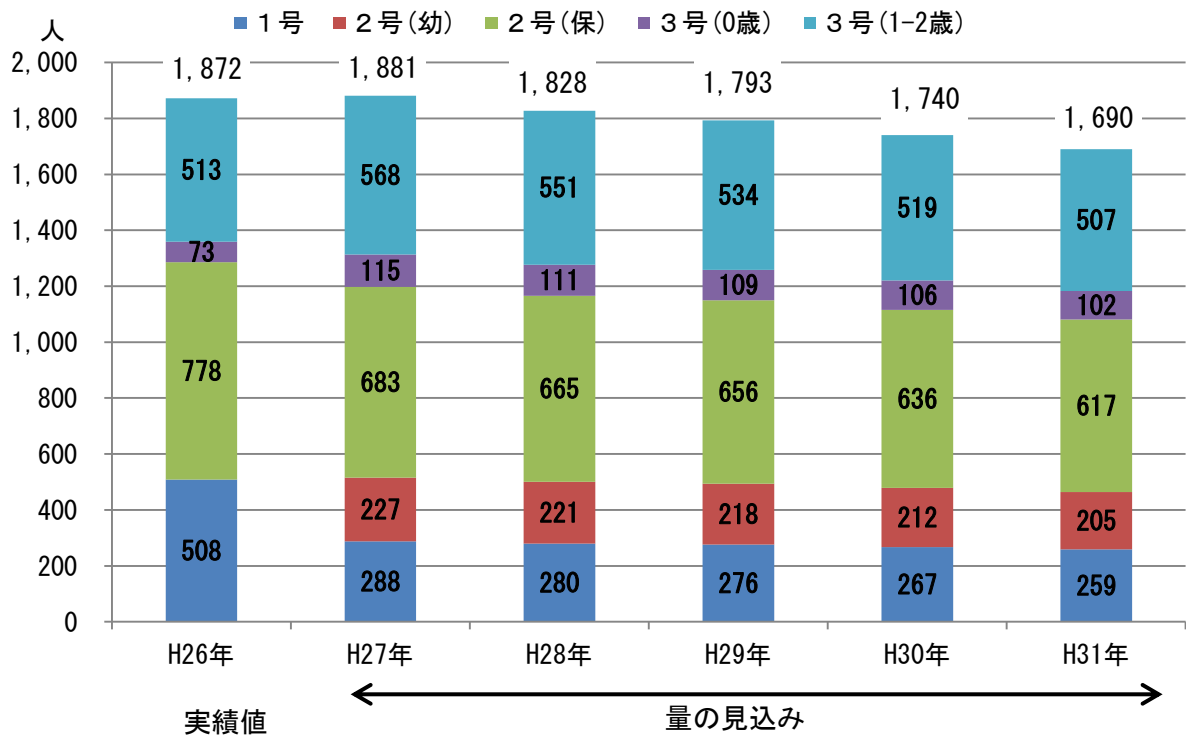

（２）名瀬地区

①現在の教育・保育利用状況（平成 26 年）

■幼稚園（1 号認定）の利用状況は、490 人となっています。

■保育所（2 号認定）の利用状況は、612 人となっています。

■保育所（3 号認定、０歳児）の利用状況は、68 人となっています。

■保育所（3 号認定、1～2 歳児）の利用状況は、452 人となっています。

②今後の課題（平成 27～31 年）

■1 号認定+２号認定（教育ニーズ）は 465 人であり、幼稚園の定員数 790 名で確保可能となります。

■２号認定（保育ニーズ）+3 号認定は 1,196 人であり、保育所定員数 800 人を超えており、288 名を確保する大幅な定員増が必要であり、とりわけ 3 号認定の確保方策が必要となります。

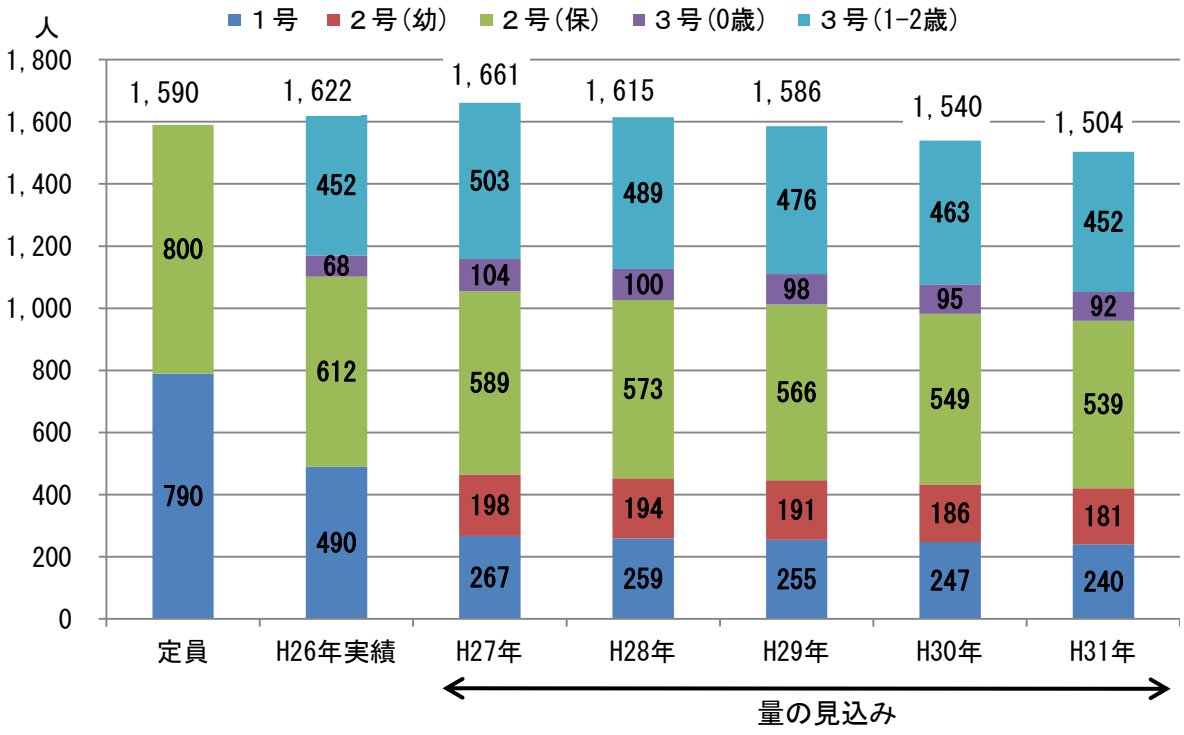

（３）住用地区

①現在の教育・保育利用状況（平成 26 年）

■幼稚園（1 号認定）の利用状況は、0 人となっています。

■保育所（2 号認定）の利用状況は、28 人となっています。

■保育所（3 号認定、０歳児）の利用状況は、2 人となっています。

■保育所（3 号認定、1-2 歳児）の利用状況は、2 人となっています。

②今後の課題（平成 27～31 年）

■1 号認定+２号認定（教育ニーズ）は 6 人いますが、住用地区は、１号認定の確保施設がない状況となっています。

■２号認定（保育ニーズ）+3 号認定は 25 人です。うち、3 号認定は 10 人となっていますが、現状のへき地保育所においては、３歳未満児受入を実施しておらず、家庭的保育にて 3 号認定の受入れを行っています。

■子どもの数が減少しており、現状のままでは各へき地保育所において年齢に応じた保育が難しくなり、子どもにとって必要な教育・保育の確保が喫緊の課題です。

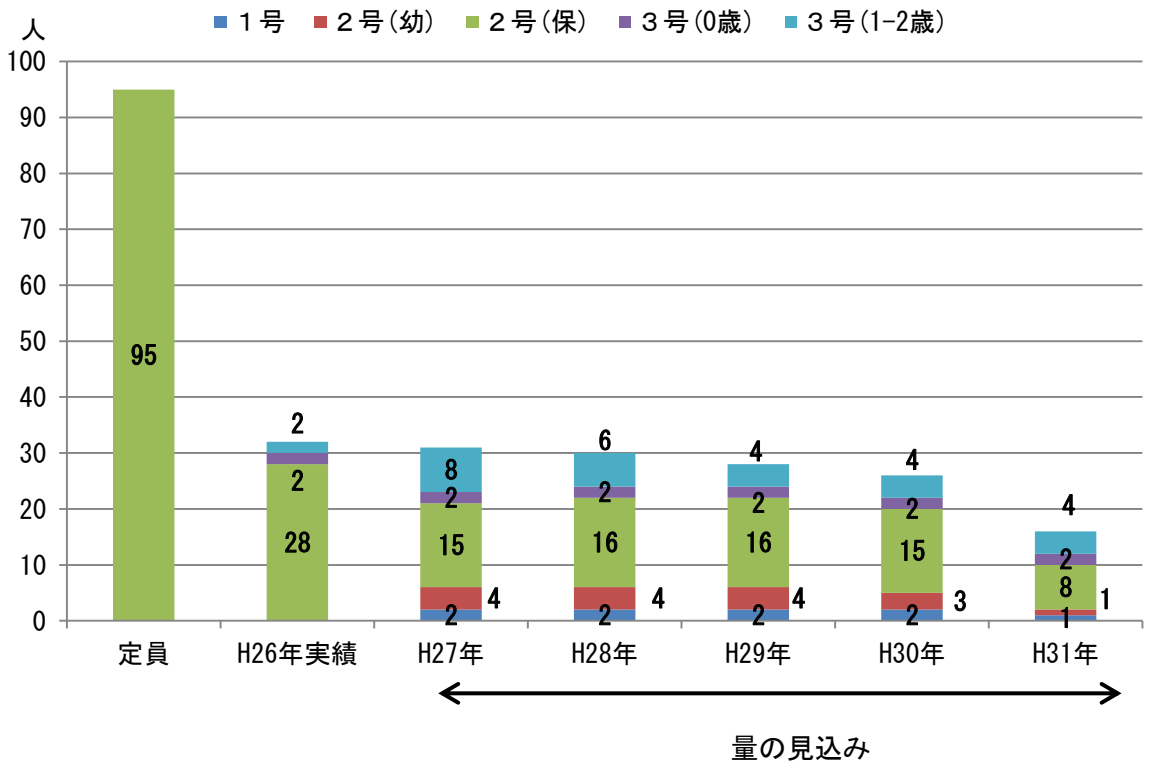

（４）笠利地区

①現在の教育・保育利用状況（平成 26 年）

■幼稚園（1 号認定）の利用状況は、18 人となっています。

■保育所（2 号認定）の利用状況は、138 人となっています。

■保育所（3 号認定、０歳児）の利用状況は、3 人となっています。

■保育所（3 号認定、1～2 歳児）の利用状況は、59 人となっています。

②今後の課題（平成 27～31 年）

■1 号認定+２号認定（教育ニーズ）は 44 人となっており、幼稚園の定員数 80 名で確保可能となります。

■２号認定（保育ニーズ）+3 号認定は 145 人となっています。うち、3 号認定は 66 人となっていますが、へき地保育所においては、３歳未満児受入を実施しておらず、総定員数では確保可能ですが、３号認定の受入態勢が課題となることが予想されます。

■子どもの数が減少しており、現状のままでは各保育所において年齢に応じた保育が難しくなり、子どもにとって必要な教育・保育の確保が喫緊の課題です。

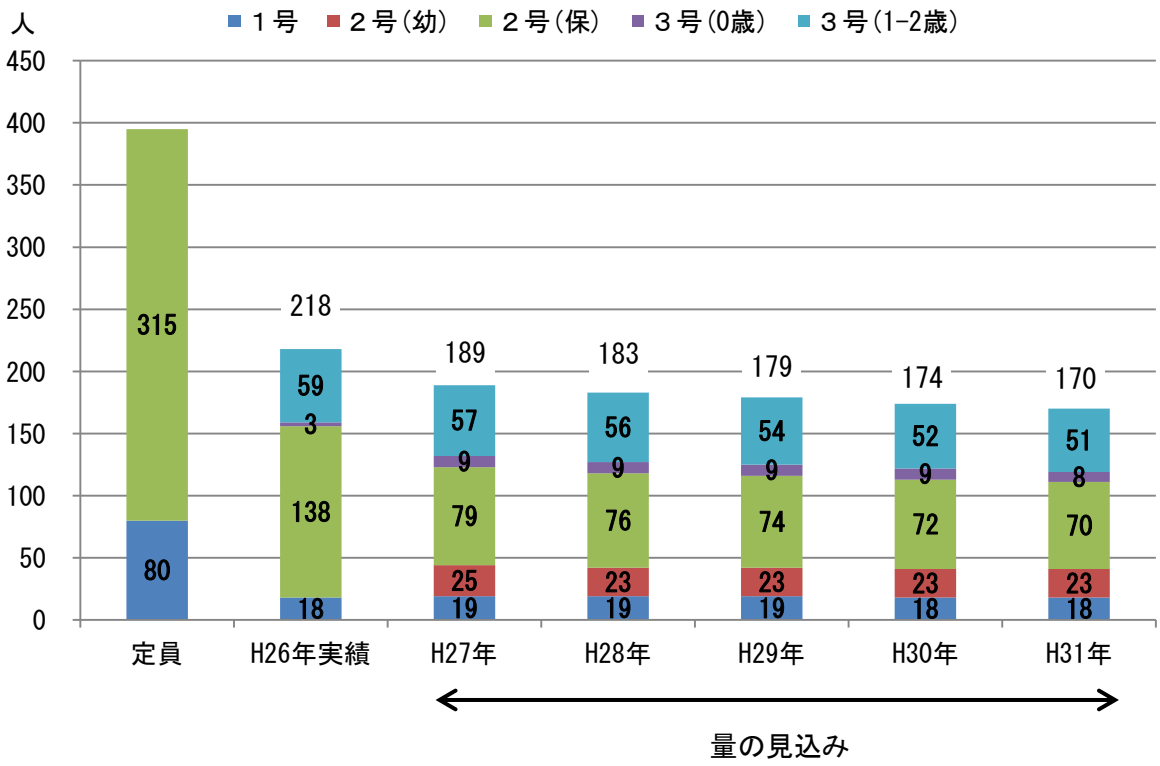

【提供体制の確保の内容及びその実施時期】

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

市は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

（１）教育・保育の量の見込み

市の教育・保育の見込みは、計画期間初年度は 1,881 人、計画最終年度は 1,690 人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
１号認定+２号認定（教育ニーズ）		515	501	494	479	464
	１号認定	288	280	276	267	259
	２号認定（教育ニーズ）	227	221	218	212	205
2 号認定（保育ニーズ）		683	665	656	636	617
3 号認定		683	662	643	625	609
	0 歳児	115	111	109	106	102
	1-2 歳児	568	551	534	519	507
合計		1,881	1,828	1,793	1,740	1,690

（２）１号認定＋２号認定(教育ニーズ）の確保方策

１号認定＋２号認定(教育ニーズ）は、幼稚園及び認定こども園で対応します。

奄美市内の幼稚園、認定こども園の利用定員数は、545人を予定しており、計画期間中において、確認を受けない幼稚園の特定教育・保育施設への移行促進に努めます。

利用定員数が量の見込みを上回ることから、確保方策は足りていますが、2号認定(教育ニーズ)を確保は、一時預かり(一般型・幼稚園型)の確保が併せて必要になります。

１号認定＋２号認定(教育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	515	501	494	479	464
１号認定	288	280	276	267	259
２号認定(教育ニーズ)	227	221	218	212	205
②確保方策(利用定員数)	545	545	545	545	545
特定教育・保育施設	260	375	375	375	375
確認を受けない幼稚園	285	170	170	170	170
②-①過不足	30	44	51	66	81

（３）２号認定(保育ニーズ）の確保方策

２号認定(保育ニーズ）は、H27年度は待機児童が89名予想されており、H29年において度待機児童０(ゼロ)を目指し、保育所、認定こども園及び地域型保育事業及びへき地保育所で対応します。

奄美市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業及びへき地保育所の２号認定の確保方策は、認可保育所の定員増や既存施設の認定こども園もしくは地域型保育事業への移行促進に努め、計画中間年度の平成29年度に利用定員数658人を予定しており、利用定員数が、量の見込みを上回ることが予想されます。

２号認定(保育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	683	665	656	636	617
②確保方策(利用定員数)	594	594	658	656	654
特定教育・保育施設	540	540	615	615	615
地域型保育事業等	54	54	43	41	39
小規模保育等	0	0	17	15	13
へき地保育所	54	54	26	26	26
②-①過不足	-89	-71	2	20	37

【小規模保育事業を確保方策とすることについて】

小規模保育事業は、連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められます。連携施設の設定については、５年間の経過措置が設けられていますが、経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を実施することが可能です。

【へき地保育所を確保方策とすることについて】

一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」を確保方策として計画に記載することも可能です。

（４） ３号認定(0 歳児、1-2 歳児)の確保方策

３号認定(0歳、1-2歳)は、H27年度の待機児童、特に１・２歳児が184名と多数予想されており、H29年度に待機児童０(ゼロ)を目指し、保育所、認定こども園、地域型保育事業及びへき地保育所で対応します。

奄美市内の３号認定(0 歳児)の確保方策は、認可外保育施設等の新制度への移行促進に努めることにより、平成 29 年度において利用定員 115 人とし、量の見込み（109 人）を満たし、計画中間年度以降、利用定員数が量の見込みを満たすことが予想されます。

また、３号認定(1-2 歳児)の確保方策も、認可外保育施設等の新制度への移行促進に努めることにより、平成 29 年度において利用定員 535 人とし、量の見込み（534 人）を満たし、計画中間年度以降、利用定員数が量の見込みを満たすことが予想されます。

３号認定(0 歳児・1-2 歳児） 量の見込み・確保方策

区分			H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
			0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み			115	568	111	551	109	534	106	519	102	507
②確保方策(利用定員数)			106	384	106	427	115	535	115	535	115	535
	特定教育・保育施設		104	376	104	388	104	433	104	433	104	433
	地域型保育事業等		2	8	2	39	11	102	11	102	11	102
		小規模保育等	2	2	1	33	11	96	11	96	11	96
		へき地保育所	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
②-①過不足			-9	-184	-5	-124	6	1	9	16	13	28

【地域型保育事業について】

地域型保育事業は、市町村が認可する新たな事業で、小規模保育事業（定員６名以上～１９名以下)、家庭的保育事業（定員５名以下)、事業所内保育事業等をいいます。

（５）保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、３号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

①保育利用率

満３歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第 19 条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満３歳未満の子どもの利用定員数の割合。

保育利用率 ＝３号子どもに係る保育の利用定員数/満３歳未満の子どもの数全体

②保育利用率の目標値の設定

市町村は、平成 29 年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから、平成 29 年度以降の「保育利用率の目標値」は、市民ニーズ調査により把握した３号に該当する子どもの保育の利用希望の割合（保育利用率目標値）とし、61.3%とします。

平成 29 年度　643 人(0-2 歳利用希望)/1,048 人(0-2 歳推計児童数)=61.3%

各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める確保方策(表「３号認定(0 歳児・1-2 歳児) 量の見込み・確保方策」の「②確保方策(利用定員数)」欄に記載した利用定員数)の割合とします。

保育利用率目標値は、平成２９年度以降において、達成できる見込みとなっています

３号認定　保育利用率の推移

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①保育利用率目標値	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%
②保育利用率	43.9%	49.4%	62.0%	63.8%	65.6%
確保方策(利用定員数)	490	533	650	650	650
0-2 歳推計児童数	1,114	1,079	1,048	1,019	990

3　地域子ども・子育て支援事業

（1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って以下の事業を実施します。（子ども・子育て支援法第５９条）

なお、地域子ども・子育て支援事業の区域設定は、教育・保育提供区域と同じように、奄美市全域の１区域と設定します。

事　業　名		実 施 状 況
地域子ども・子育て支援事業	①地域子育て支援拠点事業	名瀬地区で実施（港町子育て支援センター）しています。
	②妊婦健康診査	名瀬・住用・笠利各支所で実施しています。
	③乳児家庭全戸訪問事業	26 年度より実施しています。
	④養育支援訪問事業	26 年度より実施しています。
	⑤子育て短期支援事業	現在実施していません。
	⑥子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）	現在実施していません。
	⑦一時預かり事業	名瀬及び笠利地区で実施しています。
	⑧延長保育事業	名瀬地区で実施（認可保育所で実施中）しています。
	⑨病児保育事業	名瀬地区で実施（奄美中央病院へ委託）しています。
	⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	名瀬及び住用地区で実施（８ヶ所）
	⑪利用者支援事業【新規事業】	新規事業のため、国の審議状況を踏まえ、地域子育て支援拠点事業と合わせて検討します。
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】	新規事業のため、国の審議状況を踏まえて検討します。
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】	新規事業のため、国の審議状況を踏まえて検討します。

①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

奄美市では、地域子育て支援拠点事業を市内 1 カ所（港町子育て支援センター）で実施しており、過去の事業実績は、1,373 人回/月から 1,649 人回/月で推移しています。

事業実績

区　分	H23 年度	H24 年度	H25 年度
利用人数【人回/月(月延べ)】	1,649	1,415	1,373
実施箇所	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは 1,515 人回/月から 1,705 人回/月で推移しています。

●地域子育て支援拠点事業については、過去の実績から量の見込みに対しての確保は可能ですが、詳細な住民ニーズを把握し、実施箇所、開所日数、開所時間等を検討します。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人回/月(月延べ)】		1,705	1,651	1,604	1,559	1,515
確保方策	②【人回/月(月延)】	1,705	1,651	1,604	1,559	1,515
	【箇所】	1	1	1	1	1
②-①過不足		0	0	0	0	0

②妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

奄美市の妊婦健康診査の平成２３年度から平成２５年度の事業実績は 4,448 人回/年から 4,873 人回/年で推移しています。

事業実績

区　分	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実績【人回/年(年延べ)】	4,873	4,448	4,797

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、過去の事業実績平均値 4,706 人回/年とします。

●妊婦健康診査については、市内 3 カ所(本庁及び支所)にて、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人回/年(年延べ)】		4,706	4,706	4,706	4,706	4,706
確保方策	②【人回/年(年延べ)】	4,706	4,706	4,706	4,706	4,706
	【受診券配布窓口】	3	3	3	3	3
②-①過不足		0	0	0	0	0

③乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

奄美市では乳児家庭全戸訪問事業を平成 26 年度から実施しており、平成 26 年度の事業実績見込みは 380 人を予定しています。

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、0 歳児の推計児童数とし、308 人から 349 人で推移しています。

●乳児家庭全戸訪問事業の確保方策は、市内 3 カ所(本庁及び支所)にて対応します。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人】		349	337	329	320	308
確保方策	②【人)】	349	337	329	320	308
	【対応箇所】	3	3	3	3	3
②-①過不足		0	0	0	0	0

④養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

奄美市では養育支援訪問事業を平成 26 年度から実施しており、平成 26 年度の事業実績見込みは 10 人を予定しています。

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、平成 26 年度の事業実績見込みと同等とし、10 人としています。

●養育支援訪問事業は、市内 3 カ所(本庁及び支所)にて対応します。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人】		10	10	10	10	10
確保方策	②【人】	10	10	10	10	10
	【対応窓口】	3	3	3	3	3
②-①過不足		0	0	0	0	0

⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業)）です。

【 現状 】

現在、奄美市では、子育て短期支援事業を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性 】

●ニーズ調査結果からは、量の見込みは把握できず、事業実施の予定はありませんが、本庁及び支所の 3 カ所を窓口として、児童相談所等の関係機関と連携し対応を行います。

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

現在、奄美市では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性 】

●ニーズ調査結果からは、量の見込みは把握できませんでしたが、自由意見では事業実施を望む声が多く寄せられ、地域での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業であり、初年度に 180 人日/年、平成 28 年度以降 360 人日/年の確保方策を検討します。

確保方策

区　分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①　量の見込み【人日/年(年延べ)】	180	360	360	360	360
②　確保方策【人日/年(年延べ)】	180	360	360	360	360
②-①過不足	0	0	0	0	0

⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

奄美市では、２つの私立幼稚園において在園児を対象とした「預かり保育」を実施しており、平成 26 年度の実績見込みは 23,400 人日/年です。

保育所等における一時預かり事業は、3 箇所で実施しており、平成 26 年度の実績見込みは 4,138 人日/年です

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より算出した値が、過去の実績と大きく乖離していることから過去の実績を踏まえ１号認定による利用を 767 人日/年から 849 人日/年、２号認定による利用を 29,609 人日/年から 32,799 人日/年としています。

上記以外の利用はニーズ調査結果より 5,874 人日/年から 6,561 人日/年としています。

●今後、保護者の就労時間が下限時間（４８時間）未満の子どもは、一時預かり事業で対応することから、利用者が増加することが見込まれます。

確保方策としては、現在「預かり保育」を実施している幼稚園と「一時預かり」を実施している保育所等で対応することとし、対応が困難な場合は、一時預かり施設を追加するなど、利用希望者全員が利用できますように一時預かり事業の拡充に努めます。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	①在園児対応型（１号認定）【人日/年(年延べ)】	849	827	815	791	767
	②在園児対応型(2 号認定)【人日/年(年延べ)】	32,799	31,929	31,481	30,532	29,609
	③上記以外【人日/年(年延べ)】	6,561	6,370	6,231	6,051	5,874
確保方策	④在園児対応型 上段【人日/年(年延べ)】	23,400	23,400	23,400	23,400	30,376
	下段【施設数】	2	2	2	2	3
	⑤上記以外(保育園等) 上段【人日/年(年延べ)】	6,561	6,370	6,231	6,051	5,874
	下段【施設数】	3	3	3	3	3
在園児対応型過不足 ④－(①＋②)		▲10,248	▲9,356	▲8,896	▲7,923	0
上記以外過不足　⑤－③		0	0	0	0	0

⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施します。

【 現状 】

奄美市では現在、7カ所(名瀬地区のみ)にて延長保育を実施しており、平成 26 年度の利用事業実績見込みは 528 人となっています。

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、実績値を採用し 528 人とします。

●今後、短時間保育認定の子どもによる延長保育事業利用が見込まれることから、延長保育事業の拡充に努めます。

●仕事と生活の調和の実現のため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、住用・笠利地区の延長保育事業の拡充に努めます。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人】		528	528	528	528	528
確保方策	②【人】	528	528	528	528	528
	【箇所】	7	7	7	7	7
②-①過不足		0	0	0	0	0

⑨病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【 現状 】

奄美市では市内１カ所の医療機関(奄美中央病院)と病児・病後児保育事業を契約(3 人/日)して実施しています。

平成 24 年度から平成 26 年度の事業実績(見込み含む)は 257 人日/年から 200 人日/年で推移しています。

事業実績

区　分	H24 年度	H25 年度	H26 年度見込み
実績【人日/年(年延べ)】	257	202	200

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、実績値を考慮し 250 人日/年としています。

●仕事と生活の調和の実現を支援する点から、病児保育のニーズが多く、今後も市内医療機関と連携し、安心な子育て環境の確保に努めます。

確保方策

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人日/年(年延べ)】		250	250	250	250	250
確保方策	【人日/年(年延べ)】	936	936	936	936	936
	【箇所】	1	1	1	1	1
②-①過不足		686	686	686	686	686

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

奄美市では、現在、低学年を対象とした放課後児童健全育成事業を市内８カ所にて実施しています。

平成 22 年度から平成 26 年度までの事業実績(見込み含む)は、低学年が 185 人から 278 人、高学年が 6 人から 18 人となっています。

事業実績

区　分		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度見込み
低学年	年間利用実績【人】	185	196	210	255	278
	実施箇所数【箇所】	6	6	7	7	8
高学年	年間利用実績【人】	14	19	16	6	18
	実施箇所数【箇所】	6	6	7	7	8
合計【人】		199	215	226	261	296

【確保方策及び今後の方向性 】

●計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果では、低学年・高学年併せて 523 人から 563 人としていますが、現状との開きが大きいので調整し、下表のとおりとします。

●放課後児童健全育成事業は、現在、名瀬及び住用地区で実施しており、放課後子ども総合プランなど、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、今後も、必要な者が支援を受けられるよう努めます。

・学校と連携し余裕教室の活用等で利用定員を増やす確保方策を検討します。
・笠利地区での放課後児童健全育成事業の実施を検討します。
・発達障がい児をはじめとする障がい児の受入れを実施します。
・放課後子ども総合プランへの取組については、今後、福祉部局と教育委員会が連携して協議の場を設置し検討します。

確保方策

区　分			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	利用者数（低学年）【人】		288	321	321	321	321
	利用者数（高学年）【人】		24	45	45	45	45
	① 利用者数【人】		312	366	366	366	366
確保方策	② 利用可能数（低・高学年）【人】		325	325	335	350	366
	実施箇所数	放課後児童クラブ	8	8	8	9	10
②-①過不足			13	▲41	▲31	▲16	0

放課後子ども総合プランについて（概要）　【国から示されている内容】

１．趣旨・目的

共働き家庭等の「小１」の壁を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

２．国全体の目標

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、**平成31年度末までに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目指す。**

また、新たに放課後児童クラブを又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、小学校内での実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

３．事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的整備していくことが必要である。

市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画策定指針に記載し、**市町村は以下に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。**

市町村行動計画に盛り込む内容	奄美市の計画内容
１．放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量（※数値目標必須）	10箇所
２．一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量（※数値目標必須）	平成31年度までに、1箇所は整備することを目指します。
３．放課後子供教室の平成31年度までの整備計画	関係者で構成する協議会等で実施に向け計画的な整備を検討し実施します。
４．放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	協議会等で一体的又は連携による実施に向け計画的な整備を検討・推進します。
５．小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	小学校に訪問し関係者と話し合う機会をもち、放課後子ども総合ﾌﾟﾗﾝについての理解を促します。
６．放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化します。
７．地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	開所時間延長の必要性を協議し、必要があると認められると31年度までの実施を目指します

⑪利用者支援事業【新規事業】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 事業概要 】

●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

●母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態です。

【 今後の方向性 】

●保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所や幼稚園での保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口として地域子ども子育て支援拠点事業１箇所と市役所窓口(本庁、支所)を検討します。

●単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動情報の提供や発信など、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

●母子保健に関する相談にも対応ため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 確保方策 】

●今後、事業の必要性について検討し、必要に応じ助成を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【事業概要及び確保方策】

●巡回支援

【目的】

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

【事業内容】

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか１つ又は複数の事業を実施するものとする。

①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業

②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業

③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業

④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業

⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

【支援対象】

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者を対象とします。

【本市の確保方策】

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は予定していません。

●特別支援

【目的】

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障害児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

【実施場所】

認定こども園

【対象となる子ども】

・認定こども園に在籍している対象障害児
・対象障害児の障害の範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

【補助対象及び補助要件】

・当該認定こども園において、２人以上の障害児（対象障害児以外も含む）を受け入れていること。

【本市の確保方策】

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

4　その他事項

（1）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

（2）産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業の整備を行います。

（3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを実施します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

（4）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、平成 26 年度より取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

②社会的養護体制の充実

地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行えるよう支援体制の整備を図ります。

③ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、家庭児童相談室に配置されている２名の相談員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

④障害児施策の充実

障害児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上や、専門家の協力などにより、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、障害福祉計画等各施策と連携し、総合的に推進します。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

第６章　推進体制

計画の周知
関係機関等との連携・協働
計画の進行管理
成果指標

1　計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2　関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、教育・福祉分野だけでなく、保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

このため、施設関係者・民生委員・児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3　計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「奄美市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

4　成果指標

(1) 計画レベルの評価

指標	平成 24 年	目標 (平成 31 年度)
合計特殊出生率	1.89	2.08

(2) 施策レベルの評価指標

認定区分別確保方策

区分	確保方策(利用定員)	
	H27 年度	H31 年度
１号認定＋２号認定(教育ニーズ)	545	545
２号認定(保育ニーズ)	594	654
３号認定(0 歳児)	106	115
３号認定(１−２歳児)	384	535

仕事と家庭生活の両立

指標	就学前児童 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
育児休業の取得状況(取得した方)	父親： 2.1% 母親： 27.9%	父親：13%以上 母親：50%以上
育児休業を取らなかった理由		
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	父親：17.4% 母親：12.9%	父親：10%以下 母親：10%以下
育児休業の制度がなかった	父親：14.8% 母親：32.6%	父親：10%以下 母親：10%以下

参考資料

奄美市子ども・子育て会議条例
奄美市子ども・子育て会議委員名簿

１　奄美市子ども・子育て会議条例

平成25年９月25日条例第30号

奄美市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき，同項各号に掲げる事務を処理するため，奄美市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は，委員15人以内をもって組織し，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱又は任命する。

（１）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事している者

（３）　子どもの保護者の代表者

（４）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　会議に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の互選によって定める。

３　委員長は，会議を代表し，会務を総理し，会議の議長となる。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は，委員長が招集する。

２　会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　会議は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴き，又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（部会）

第６条　会議は，必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会の組織及び運営に関し必要な事項は，委員長が会議に諮って定める。

（庶務）

第７条　会議の庶務は，保健福祉部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，委員長が会議に諮って定める。

附　則

１　この条例は，公布の日から施行する。

２　奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年奄美市条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

2　奄美市子ども・子育て会議委員名簿

NO	委員区分	職　　名	氏　　名	備考
1	子ども子育て支援に関し学識経験のある者	奄美市教育委員会教育委員長	川島　徳孝	副委員長
2		保健福祉部長兼福祉事務所長	泉　賢一郎	
3		笠利町地域事務所長	吉　富進	
4		住用町地域事務所長	澤　修平	
5		奄美市名瀬町内会・自治会連合会会長	春山　　昭	
6		児童委員（笠利地区）	南　　俊子	
7		児童委員（住用地区）	元井　翠	
8	子ども子育て支援に関する事業に従事している者	名瀬地区保育協議会会長(保育所関係者)	森山　幸子	
9		医療関係者(名瀬保健所長)	吉田　隆典	
10		公立幼稚園代表(名瀬幼稚園長)	川畑　葉子	
11		NPO 法人うなりﾈｯﾄ副理事長 （民間団体関係者）	木下　章子	
12		NPO 法人ﾁｬﾚﾝｼﾞﾄﾞｻﾎﾟｰﾄ奄美理事長 （障害児関係者）	向井　扶美	委員長
13	子どもの保護者の代表者	名瀬地区保護者代表	寺田　大吾	
14		笠利地区保護者代表	登尾　誠治	
15		住用地区保護者代表	中村　由美	